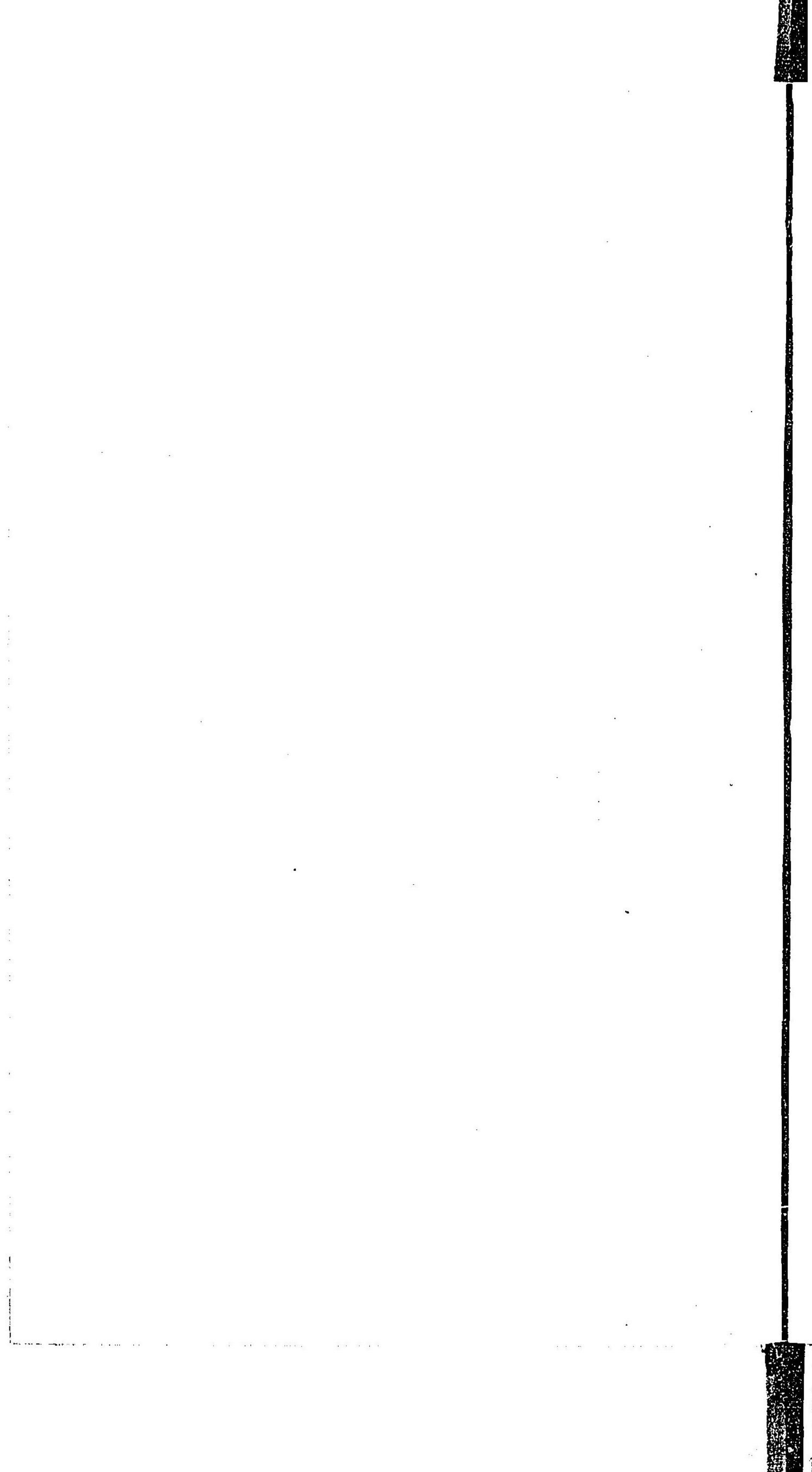


法學士  
兼護士  
太田資時著

改正刑法註釋全

東京  
大阪  
寶文館藏版





凡例

一 本書は其説明を主として獨逸に於ける最新學說  
 準據せり。リスト、フランク、マイヤー、デルンブルヒ  
 の説の如きは殊に之を其多くの場合に引用せり。  
 一 本書は舊刑法と其規定を對照して、以て法の進歩の  
 行程を明確にせんことを期せり。

一 本書は之を主として一般的理解力に訴へ高遠の學  
 理を解説せんとせり。されど彼の通俗といふが如き  
 抽象的命題を掲げて民衆の卑從的傾向を誘致する  
 ことは予の採らざるところ也。

著 者

40 5 28  
 内交

目次

緒論	一
第一編 總則	六
第一章 法例	六
第二章 刑	一六
第三章 期間計算	二八
第四章 刑ノ執行猶豫	三〇
第五章 假出獄	三三
第六章 時效	三七
第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	四二
第八章 未遂罪	五七
第九章 併合罪	六〇
第十章 累犯	七一
第十一章 共犯	七五
第十二章 酌量減輕	八四

目

次

一



第十三章 加減例

第二編 罪

第一章	皇室ニ對スル罪	九〇
第二章	内亂ニ關スル罪	九〇
第三章	外患ニ關スル罪	九三
第四章	國交ニ關スル罪	九八
第五章	公務ノ執行ヲ妨害スル罪	一〇五
第六章	逃走ノ罪	一一一
第七章	犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪	一一三
第八章	搔擾ノ罪	一一八
第九章	放火及ヒ失火ノ罪	一二〇
第十章	溢水及ヒ水利ニ關スル罪	一二三
第十一章	往來ヲ妨害スル罪	一三三
第十二章	住居ヲ侵スル罪	一三七
第十三章	秘密ヲ侵スル罪	一四三
第十四章	阿片煙ニ關スル罪	一四五
		一四八

第十五章	飲料水ニ關スル罪	一四五
第十六章	通貨偽造ノ罪	一六〇
第十七章	文書偽造ノ罪	一六七
第十八章	有價證券偽造ノ罪	一七九
第十九章	印章偽造ノ罪	一八二
第二十章	偽證ノ罪	一八八
第二十一章	誣告ノ罪	一九一
第二十二章	猥褻姦淫重婚ノ罪	一九三
第二十三章	賭博及ヒ富籤ニ關スル罪	二〇四
第二十四章	禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪	二〇九
第二十五章	瀆職ノ罪	二一四
第二十六章	殺人ノ罪	二二二
第二十七章	傷害ノ罪	二二七
第二十八章	過失傷害ノ罪	二三三
第二十九章	墮胎ノ罪	二三六
第三十章	遺棄ノ罪	二四一
第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	二四四

目

次

三



第三十二章 脅迫ノ罪……………二四五

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪……………二四九

第三十四章 名譽ニ對スル罪……………二五六

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪……………二五九

第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪……………二六一

第三十七章 詐取及ビ脅喝ノ罪……………二七〇

第三十八章 横領ノ罪……………二七六

第三十九章 贖物ニ關スル罪……………二七九

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪……………二八三

餘論……………二八九

目次終

改正刑法註釋

法學士 辯護士 太田資時著

緒論

刑法とは一定の罪に對して、一定の罰を加へることを定めた法律である。

罪と罰とを定めたものは、刑法の外にも澤山あるが、今こゝに刑法として説明するところは、刑罰法全體の意味で無くして、狹義の刑法即ち立法者が自ら刑法といふ名を附けて發布したものである。

凡そ法には公法と私法との區別がある。公法とは國家と個人との關係を定めたもので、私法とは個人と個人との關係を定めたものである。刑法は國家が個人に對して刑罰權を行使することを定めた法律であるから、即ち公法の性質を帯びたものである。



さて、予はこゝに刑法は國家が個人に對して刑罰權を行使することを定めたものであるといつた。さらば國家が吾人に對して刑罰の權を持つて居る其根據は何んであるか刑罰權の目的、範圍は何であるか。これに就いては種々の主義がある。

第一、絶對主義 此主義を唱へる人は、正義といふことを基礎として罪惡を罰することは正義の要求するところで、罪惡者に罰を加へるのは、つまり其報である、といつて居る。

第二、實利主義 此説は前の説と全然反對で、正義といふことは決して刑罰權の根據では無い、或人の行爲が果して正義に叶つて居るや否やといふことは、時と處とによつて違ふ問題で、これが正義であるといふ定つたものは無い。刑罰權の根據は正義に非ずして、實利である。或行爲が罰せらるゝは、全く其行爲が社會に害があるからで、斯の如き行爲を罰するのは、社會の利益の爲めである、といつて居る。

第三、折衷主義 前二説共に缺點があるから、後折衷主義が生れた。此主義を

唱へる者は曰く、刑罰權の根據は正義と利益との兩方である、と。却々旨いことを言つて居る。

併し此三つの説はどれもこれも餘り感心せぬ。予はそんな説を立てるよりも寧ろ、國家は自己の存在上必要と認める場合に或不正の行爲を罰するのである。と簡單に認めて置く方が可いと思ふ。

以上は國家刑罰權の根據及目的であるが、中には、何故國家が吾人を罰する權力を有つて居るかを疑ふ者がある。これは誠に驚いた疑で、今の文明國には餘り流行らぬ疑問である。予はこんな事に就て説明しない。

さて二寸此處で 我國刑法の由來

を説明して置きたし。

我が日本て刑法として獨立した法典が設けられたのは、極めて近代のことで、未だは民法の規定も刑法の規定も雜然として一つの法典の中に置かれてあつた。今



近代の刑法典を左に列擧して見る。

(一) 御定書百ヶ條 徳川氏の定めたものでこれは日本大概の地に行はれた。併し此時代には各藩は皆各々其藩だけの法律を別に定めて居た。

(二) 新律綱領 支那の刑法に範を採つて作つた規則である。

(三) 改定律令 維新後歐洲の文明が輸入された結果支那主義を排斥して新に作つたものである。

(四) 舊刑法 明治十五年佛蘭西刑法に倣つて殆ど其儘を移したものである。

ところが此舊刑法は、ナポレオン一世時代に行はれた佛刑法を模倣したものであるから、時代の進運に伴はざることに夥しく、種々の缺點があつた。それで學者間では刑法改正の聲が喧すしく、改正案は幾度となく議會の問題と成つて居たが、それが今度いよいよ實施されることに成つたのである。勿論此新刑法とても、多少の缺點を免れぬが、抜目澤山の舊刑法に比へては、餘程進歩した形式内容を備へて居る。予は社會の進歩が益々諸種の事物に刺激を與へて、其發展改良を促して行くの

を、甚だ愉快なことであると思ふ。

あゝ今日に於ける我國進歩の激甚な勢は今後更に幾許の改正刑法を生み、幾許の改正民法を生むであらうか、世界に於ける理想的法治國として、日本が其榮譽ある國旗を極東の天に翻すの時が今年ならずして我等の前に來らんとして居ることと思ふと我等は切に踴躍の情を禁じ得ないのである。



第一編 總則

第一章 法例

第一條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同ジ

本法第一條乃至第四條は刑法の處及び人に關する効力を定めたものである。即ち此刑法は日本人だけに用ふべきものであるか、將又外國人にも及ぶべきものであるか、又日本帝國の内であつた所爲ばかりに用ふべきものであるか或は外國であつた所爲にも此刑法を適用てよいが、といふことを定めたものである。此第一條は其中で處に關する問題を定めたもので、即ち日本帝國の内て罪を犯した者は日本人であると、又外國人であるとの區別無く、此刑法に依つて罰するといふのである。これは屬地主義の一部を採用して定めたもので、一國の安寧秩序を保つ爲めには、外國人だからとて之を罰しない譯には行かぬ。罰しないで黙つて居れば、悪い外國人が日本に於てあらん限の亂暴をすることも知れない。これは實に危險千萬のことであるから、斯くの如く第一條に於いて定めたのである。それから外國に居る日本帝國の船の中で罪を犯した者に對しても矢張此刑法に依つて罰を加へる。軍艦は昔から土地の延びたものであるといはれる位で、軍艦の中へは外國の法律が行はれない。即ち矢張自分の國の法律が及ぶのである。普通の船の中の犯罪にも矢張自國の刑法が適用される。

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪



- 四 第四百四十八條ノ罪及ビ其未遂罪
- 五 第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ビ第五百五十八條ノ罪

六 第六百六十二條及ビ第六百六十三條ノ罪

七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及ビ第六百六十四條第

一二項、第六百六十五條第二項、第六百六十六條第二項ノ未遂罪

これは屬人主義屬地主義を併用したもので是等の皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、通貨變造偽造、官文書偽造、證券偽造、官印偽造の罪などは、實に我國に大なる危害を及ぼすものであるから假令日本帝國の領地以外で犯されたとしても、捨て置く譯には行かない。即ち日本人であると外國人である、其誰彼に拘はらず、之に我が刑法をあてはめて重く罰すべきことを定めたものである。

**第三條** 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

- 一 第八八條、第八九條第一項ノ罪、第八八條、第八九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪
- 二 第一百十九條ノ罪
- 三 第一百五十九條乃至第六十一條ノ罪
- 四 第六十七條ノ罪及ビ同條第二項ノ未遂罪
- 五 第七十六條乃至第七十九條、第八十一條及ビ第八十四條ノ罪
- 六 第九十九條、第二百條ノ罪及ビ其未遂罪
- 七 第二百四條及ビ第二百五條ノ罪



- 八 第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪
- 九 第二百十八條ノ罪及ビ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
- 十 第二百二十條及ビ第二百二十一條ノ罪
- 十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪
- 十二 第二百三十條ノ罪
- 十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條及ビ第二百四十三條ノ罪
- 十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪
- 十五 第二百五十三條ノ罪
- 十六 第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦

同ジ

刑法は又日本人が外國で本條一乃至十六號の罪を犯した時にも用ひられる。若し其土地が外國であるといふが爲に、日本の刑法を適用しないことにすると、悪い奴は日本で行れば罰せられることを知つて、外國へ行き、其處で我國民に對して害を加へることに成り、随つて良民は安心して外國に居る事が出来なく成る。さう成つては大變であるから、新刑法では重なる罪ばかりを法文に列べて、其等の罪を外國で犯した日本人に對して罰を行ふことを定めたのである。併し極軽い罪、又は風俗に關する罪の如きは、之を一々罰する必要が無いから、夫等に對しては之を適用しない。

それから又外國人が外國の領地に於て日本人に法文列記の罪を犯した者も矢張り本刑法の處分を受ける。これは何故かといふと、全く我國民保護の爲で、これ又保護の趣旨以外の軽い罪は罰しない方針を採つて居る。



第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

一 第一百一條ノ罪及ビ其未遂罪

二 第一百五十六條ノ罪

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪

及ビ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

これは日本の役人が外國で犯した罪に刑法が適用される場合で、其罪がどんな罪であるかは、條文を見れば了解るから、こゝに一々説明せぬ。公務員といふことについては次に説明する。

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨グズ但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタ

ル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

一國の主權といふものは其國の内だけに限られるものであるから一國の裁判も亦其國限しか効力が無い。だから外國に於いて一度確定裁判を受けた者でも、其同じ行爲に對して更に罰を加へても差支が無い、併しさう成ると時に依つては、一つの罪に對して犯人は二重の罰を受けることに成る。それでは餘り其者に對して可哀想であるから、若し犯人が既に外國で言渡された刑の全部又は一部の執行を受けた時、即ち十年の懲役なれば十年全部か又は其中一年を務めた時には、日本に於て言渡した刑を少々軽くするか又は全部免して貰ふことが出来る。といふことに定めた。

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス



これは刑法の時に關する効力に就て定められたものである。元來學者間に於て法律解釋上、『法律は已往に遡らず』といふ原則がある。これは『大抵の法律はそれが實際に行はれる力を持つた時より時の出來事には適用せぬ』といふことで、此六條の規定は其原則に制限を加へたものである。

さて、『犯罪後の法律に因り刑の變更ありたる時……』とはどんな場合であるか。

(その一例)今、例を擧げて説明すると、

例へば或人が明治三十八年に罪を犯した。其時の法律に依ると、十五年の懲役に成る等であつたが、其後三十九年に法律が變つて、其爲た罪は十年の懲役に處せられることに成つた。さうして其人は三十九年に捕へられた。とする

この時には其輕い方の十年の懲役に處するので、即ち新しい方の法律が前の事に遡つて効力を持つことに成る。何故法律が斯ういふ事を定めたかといふと、新法で其刑を輕くしたのは、重くする必要が無いからであるのに、矢張舊い方の重い

法律を適用するのは、これ徒らに犯人を苦めるばかりであるからだ。故に假令判決を言渡してから法律が變つた場合でも、また其判決が確定しない以上は、輕い方の新法を適用することが出来る。併し若し舊い方の法律の、新しい法律よりも其刑が輕ければ元の原則通り舊い法律を適用して敢て差間は無い。尙どんな刑が輕いか重いかといふ區別については追つて説明しやう。

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ

公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

これは公務員といふことと公務所といふことは何のことであるか、を説明した條文である、即ち此條文によれば、新刑法で所謂公務員とは政府の役人、自治團體即ち市とか區とか町村とかの役員、其外法律命令によつて公の職務に従事する議員(例へば國會議員、府會議員)委員(例へば法典調査會委員、試験檢定委員)



などの職員しよくゐんのことで公務所こうむしょとは夫等それらの公務員こうむゐんが職務しよくむを所おこなふ場所ばしょのことである。

**第八條** 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラズ

刑罰法けいばつぽうに普通刑罰法よつうけいばつぽうと特別刑罰法とくべつけいばつぽうとの二つがある。立法者りつぽうしやが名けて刑法けいぽうといふ者は即ち此普通刑罰法よつうけいばつぽうであつて、特別刑罰法とくべつけいばつぽうに反對の規定きていが無い限かぎりは、凡て刑けいを定めた法律ぽうりつには此刑法このけいぽうの原則げんそくが適用てきようせられる。第八條たいどうは即ち此事このことを定めたものであるが、併ししかこれは他の刑罰法けいばつぽうに特別の規定きていが無い場合ばあひに限つたこととして、若し特別の規定きていがあれば、先づ其方そのほうを適用てきようし、足りない部分ぶぶんを刑法けいぽうの規定きていで補ふべきである。又二つの刑罰法けいばつぽうが互たがひに反對の規定きていを設けて居るときには、普通刑罰法よつうけいばつぽうたる刑法けいぽうは其適用そのてきようの力を失ひ、特別刑罰法とくべつけいばつぽうたる他の法律ほのぽうりつが適用てきようされる。即ち其場合そのばあひには此刑法このけいぽうの總則そうそくは適用てきようされないのである。

## 第二章 刑

**第九條** 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料ヲ主刑トシ没

收ヲ附加刑トス

此條このどうは何なにが主刑しゆけいであるか、何なにが附加刑よかけいであるかを定めたものである。主刑しゆけいとは獨立りつして科する刑罰けいばつで、附加刑よかけいとは主刑しゆけいに附ついてのみ科せられる罰である。さて主刑けいとはこゝに書いてある通とほり、死刑ししけい、懲役ちやうえき、禁錮きんこ、罰金ばつぎん、拘留かうりゆう及び科料かりょうと、これだけであるがこゝに注意ちういすべきは、今度の新刑法しんけいぽうでは附加刑よかけいを沒收ぼつしゆう一つだけにした。即ち舊刑法きゆけいぽうにあつた剝奪公權はくかくこうけん、停止公權ていしこうけん、監視かんしなどの附加刑よかけいは、今度無くなつた、といふことである。主刑しゆけいの中でも流刑りうけい、徒刑とくけいといふものが無く成つた。これは時世ときよに伴ふ刑法規定けいぽうきていの進歩しんぽといふ可べしである。

**第十條** 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス



同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ  
長期又ハ多額ノ同ジキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キ  
モノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シ  
キ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

これは罰の重い輕いを定めたものである。

(一)即ち主刑の中でどれが重い刑か軽い刑かを定めるには、前條記載の順序に依る。

イ、死刑

ロ、懲役

ハ、禁錮

ニ、罰金

ホ、拘留

へ、科料

即ち死刑が一番重く科料が一番輕いのである。

(二)通例ならば禁錮よりも懲役の方が重いが無期の禁錮と有期懲役と比べると、無期の禁錮の方が重い。

(三)有期禁錮の長期が有期懲役の長期の二倍を超ゆるるときとは、例へば一方は一月以上五年の懲役で一方は一月以上十五年の禁錮といふやうな場合で、此場合には

禁錮の長期(十五年)は懲役の長期(廿年)の二倍よりも多いから、禁錮の方が重い。

(四)同種の刑例へば同じ懲役の刑で一方は一月以上十五年、一方は一月以上十年といつた様な場合、又罰金なれば一方は廿圓以上百圓、一方は廿圓以上五十圓と

いつたやうな場合には、短い方の期限はどちらも一月、寡い方の額はどちらも廿圓であるが、上の方の期限は十五年と十年との相違があり、又百圓と五十圓との違がある。此場合には上の方の期限(即ち長期)の長いもの、上の方の額の多いものの方が重いのである。



同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ  
長期又ハ多額ノ同ジキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キ  
モノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シ  
キ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

これは罰の重い輕いを定めたものである。

(一) 即ち主刑の中でどれが重い刑か軽い刑かを定めるには、前條記載の順序に依る。

イ、死刑

ロ、懲役

ハ、禁錮

ニ、罰金

ホ、拘留

ハ、科料

即ち死刑が一番重く科料が一番輕いのである。

(二) 通例ならば禁錮よりも懲役の方が重いが無期の禁錮と有期懲役と比べると、無  
期の禁錮の方が重い。

(三) 有期禁錮の長期が有期懲役の長期の二倍を超ゆるるときとは、例へば一方は一月  
以上五年の懲役で一方は一月以上十五年の禁錮といふやうな場合で、此場合には

禁錮の長期(十五年)は懲役の長期(廿年)の二倍よりも多いから、禁錮の方が重い。

(四) 同種の刑例へば同じ懲役の刑で一方は一月以上十五年、一方は一月以上十年  
といつた様な場合、又罰金なれば一方は廿圓以上百圓、一方は廿圓以上五十圓と

いつたやうな場合には、短い方の期限はどちらも一月、寡い方の額はどちらも廿  
圓であるが、上の方の期限は十五年と十年との相違があり、又百圓と五十圓との  
違がある。此場合には上の方の期限(即ち長期)の長いもの、上の方の額の多い  
もの、方が重いのである。



(五)又前の例とは反對に一方は三月以上十年の懲役で他の一方は一月以上十年の懲役の場合、又一方は廿圓以上百圓の罰金、他の一方は拾圓以上百圓の罰金の場合がある。此場合にはどちらが重いかといふと、此同種の刑は、何れも上の方の期限や金額は、同じこと(懲役は二つ共十年、罰金はどちらも百圓)であるが、下の方の期限金額に不同がある。言ひ換ふれば長期若くは多額は同じことであるが、短期若くは寡額に不同がある。法律は即ち此寡額(下の金額)の多いもの、短期(下の方の期限)の長いもの、方を重いと定めるのである。前の例でいへば拾圓以上百圓と貳拾圓以上百圓の罰金としては、寡額の多いものは即ち貳拾圓以上百圓の方であるから、此方が重いのである。

(六)六どちらも死刑、又は長期も短期も同じく多額も寡額も同じことである場合は、軽い重い定め方が無い。即ち此場合には罪を犯した事情を考へて重い軽いを定めるのである。

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス

これは死刑は首を絞らして行ふこと、言渡を受た者が死刑に成る迄は之を監獄に留めて置くといふことを書いたもので、別に説明の必要は無い。

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年

以下トス

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

懲役は無期と期の有るのと二つあつて其期の有る方の懲役は一ヶ月以上十五年迄である。又懲役人は監獄に入れて置いて定つた役務を爲せる。

第十三條 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年

以下トス

禁錮ハ監獄ニ拘置ス

これは前の懲役の説明を見れば了解るから別に説明せぬ。



第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

加重とは裁判官が其見込に依つて法の定めた範圍内で罰を重くすることと減輕とは反對に軽くすることである。そこで有期の懲役又は禁錮はどちらも一ヶ月以上十五年であるが犯人の事情に依り之を更に重く罰しなければ成らぬ場合には二十年迄に延すことが出来る。それから又之を軽くする必要のある場合には一ヶ月より以下に下げることが出来る。舊法では裁判官は一等若くは一等以上の加重を爲ることが出来なかつたが、新刑法では大に其職權を擴げたのである。減輕加重の場合は大底法律で定められて居る。

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

罰金は通例二十圓が一番少い額であるが、之を軽くする場合は二十圓より寡くすることが出来る。

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス  
拘留は一日以上三十日迄であつて、犯人は拘留場に留め置かれる。

第十七條 科料ハ十錢以上二十錢未滿トス  
科料は大抵違警罪の場合に限られた罰で、其額は十錢以上二十錢である。

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一月以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス  
科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ



完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テハ裁判確定後十日内ハ本人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ズ  
罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ金額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

これは専ら罰金又は科料を納めることが出来ない者の處分である。即ち罰金又は

科料の言渡をする時には、若し之が納められなければ、幾日の間留置くぞ、と言つて聞かす。それで若し其金額を納めることが出来れば、罰金なれば一日以上一年の間、科料なれば一日以上三十日の間留置かれて勞役ねば成らぬ。併し本人がそれを承知せねば、裁判が確定つてから罰金なれば三十日間、科料ならば十日間は、留置することが出来ない。それから違警罪の場合には留置と科料と兩方の罰に處することがあるが、此場合に科料が納められぬ爲代りに留置くときには、兩方合せて六十日より上に成つてはいけな。

次に又罰金又は科料の言渡を受けた者は、其中の幾らかを納めて差引して貰ふことが出来る。併し留置一日の割合にも足りない金額は之を納めることが出来ない。

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

一 犯罪行爲ヲ組成シタル物

二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物



### 三 犯罪行爲ヨリ生ジ又ハ之ニ因リ得タル物

没收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限ル

没收とは官に其物を取上げて了ふといふことで、それには三つの場合がある。

(一) 犯罪行爲を組成した物 とは例へば阿片煙を持つて居ることは刑法上の犯罪であるに拘はらず、之を所持して居たが爲に罰せられるやうな場合で、此場合は阿片煙が罪を組成つた基であるから、官に没收されるのである。

(二) 犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物これはつまり悪い事をする用に立てた物又は用に立てようとした物のことで、例之泥棒の繩梯子に刀などの類である。

(三) 犯罪行爲より生じ又は之に因り得たる物 これは例へば偽造の貨幣(犯罪行爲より生じたる物) 賄賂の金錢(…に因り得たるもの) などのことである。以上三つの種類に屬する物は、何品に拘はらず官に没收せられるが、併しそれは其罪を犯した本人の物で無ければならぬ。若し他人の物であれば、之を没收することは出来ない。次に没收は之を宣告する必要がある。物は宣告と同時に國庫の

所有に成つて了ふのである。

### 第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アル

ニ非ザレハ没收ヲ科スルコトヲ得ズ但前條第一項第一號ニ記載

シタル物ノ没收ハ此限ニ在ラス

没收は特別の規則が無い限は拘留又は科料だけに當る罪に付て科することは出来ない。但し罪の基を組成つた物は没收して差間は無い。小さい事の爲めに人の所有物を妄に取上げるのは、苛酷に過ぎるし、又強ひて其必要が無いからである。

### 第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入ス

ルコトヲ得

罪が定らないで未決監に拘留されて居る者が裁判の長引く結果として、處せられる刑よりも長く監獄に入れられて居ることがある。斯くの如きは、甚だ憐むべきことで、其上へ更に本刑を科するのは、誠に殘酷といはねば成らぬ。故に刑法は



或る場合未決拘留の日數の全部または其の一部を本刑の中に算へ入れることが出来る旨を定めたのである。即ち十ヶ月の禁錮を言渡された場合に、其者が三ヶ月未決に拘留されて居たとすれば、三ヶ月全部又は一ヶ月若くは二ヶ月だけ差引して残の一ヶ月だけ禁錮することが出来るのである。

### 第三章 期間計算

第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

これは期間計算の方法を定めたもので、「期間を定むるに月又は年を以てしたるときは云々」とは、例へば禁錮一ヶ月に處すとは曆の通り三十日のこと、一年と云へば三百六十五日のことであることを説明したものである。

第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス拘禁セラレザル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セズ

刑期は裁判が確定つた日から算へ起す。だから例へば禁錮一ヶ月といへば、裁判確定の日から算へて三十日間のことである。併し裁判が確定つてからでもまだ監獄へ入れられなかつた間の日數は勘定の外である。即ちその日數だけは算へ入れないのである。

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論ゼズ全一日トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦同ジ

放免ハ刑期修了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

刑を受けた初の日、即ち監獄へ入れられた初日は其入つた時間が何時でも、之を全一日として算へる。時効の場合も亦之と同じことである。が併し其代りに放免は刑期が終つた翌日て無いといけぬ。これは畢竟計算の便利の爲にさうしたことで、別に深い理由が外にある爲めては無さ。



### 第四章 刑ノ執行猶豫

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ

刑ニ處セラレタルコトナキ者

監獄は一に泥棒學校といふ位で、此處へ入つた者は、其罪に懲りるよりも寧ろ惡事を覺えるといふ傾がある。だから元來罪を犯した事無きものが、つい出來心で輕い罪を犯した様な場合には、よく言ひ聞かせて自ら罪を悔改めさす方が、

却つて効力がある。刑の執行猶豫とは即ち其事に就いて定められたもので、(一)前に禁錮以上の刑に處せられたことの無い者(二)例令禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、チャンと其年期を務めて了ひ又は免除された日から七年内に再び禁錮以上の罪に成つたことの無い者此(一)(二)に書いた者が若し二年以下の懲役又は禁錮の言渡を受けたときは其情狀に因つて裁判の確定つた日から一年以上十五年迄其執行即ち監獄へ入れることを猶豫して貰ふことが出来る。

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ヲ取消スヘシ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ



三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪

ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

これは執行猶豫の取消に就て定めたる者で、本條(一二三)の場合には其猶豫を取消されて直ぐ監獄へ入らねば成らぬ。蓋し特別に刑の執行を猶豫して遣るのは、全く犯人が是迄に重い罪を犯した事も無く、これはつい出来心で行つたのであらうと思はれるからであるのに、それが其後に禁錮以上の罪を犯したり、又猶豫の言渡前に犯した他の罪で禁錮以上の刑に處せられたときは、もう猶豫が出来ない。又前に犯した禁錮以上の罪の處刑が済んでから七年の間禁錮以上の刑に處せられたことが無いから猶豫してやつた者が、猶豫の言渡前に他の罪で禁錮以上の刑に處せられたことが發覺つたとき、此時にも最早猶豫の必要は無い、即ちこんな者は監獄へ入れて了ふ外が無いから、前の者と共に法律は其猶豫を取消することに定めなのである。

### 第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶

豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

刑の執行猶豫の言渡を受けた者が、其猶豫された間、溫和しくして身を慎み、其折角受けた猶豫の言渡を取消されるやうなことが無かつたならば、刑の言渡はこれに其効力を失つて、全部其罪を免して貰ふことが出来る。この執行猶豫といふことは、舊刑法には無かつたのを、新しく補つたので、誠にこれは法典上の進歩である。

### 第五章 假出獄

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキ

ハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

懲役又は禁錮に成つた者が、監獄へ入れられてから改心し、あゝ悪い事をした以



來こんな事は決してすまいと後悔した風が見えた時には、有期の刑については其刑期の三分の一（即ち十五年の懲役なれば五年、三ヶ月の禁錮なれば一ヶ月）無期の刑に付ては十年終つてから、役所の見込で、假に監獄から出して貰ふことが出来る。これは元來罪人を監獄へ入れるのは、其者の罪を懲らして、良心に立歸らすことを其一部の目的とするものであるから、罪人が心から悪事を後悔して、其行ひを改める以上はこれを長く監獄に止めて苦ませる必要は無いからである。扱それては若し假に出獄させられた其者が又悪事を働けばどうなるか。それは次の條文を見れば了解る。

**第二十九條** 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消

スコトヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラ

レタルトキ

- 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルモノニシテ其刑ノ執行ヲ爲スコトキ

- 四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

行政官廳の見込で改心した者と認め假に監獄を出ることを許された者が、再び罰金以上の罪を犯したり、假出獄取締規則に背いて、自由なことをした時には、其假出獄を許した役所では、其處分を取消し、一旦監獄から出した者を又入獄させることが出来る。これは固よりさうあるべき事で、改心したと思へばこそ出してやつたのであるが、それが又性懲も無く悪事をして、罰金以上の刑に處せられたり、取締規則に背いたりするやうでは、決して改心したといへないからである。其他



又假出獄者が、其假出獄前に犯した他の罪について罰金より上の刑に處せられたとき、其處せられた刑を執行する爲監獄へ入れる必要が出来た時も、同じく其假出獄の處分を取消される。そして若し其處分を取消した時には、出て居た間の日数は其刑期に算へ入れない定である。

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

これは前に説明した三十九條の理由と同じことであるから、別に説明する迄も無いが、少々文句の違つたところもあるから極簡単に之を説明すると、つまり斯うである。何かの罪で拘留された者の中で、如何にも事情の氣毒な者とか、可哀想な者とか、乃至又改心の風が見える者は、行政官廳の處分で、假に拘留場を出して遣ることが出来る。それから罰金又は科料を納めることの出来ぬ爲代りに拘留された者も、これ又矢張其情狀に依つて、出場を許すことが出来る。假に出して貰つたのであるから、其者が大に其行を改め、心から改悛の實を擧げるやう願ひべきは勿論のことである。さてこれから第六章の講義にうつらう。

### 第六章 時効

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

悪い事をして愈々裁判に成り何々の罪に依つて懲役何年又は禁錮何ヶ月に處すると言渡を受けた者が、或年限を越えようと、監獄へ入ることも、罰金をおさめる事も免して貰ふことが出来る。これを法律では時効といふ。時の効に依つて罪を免れるといふ意味である。

第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ



受ケザルニ因リ完成ス

一 死刑ハ三十年

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上三十五年、三年以上十年、三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

時効は刑の言渡が確に定つてからこの(一)(二)(三)(四)(五)に書いた年限の中に、其罪人が監獄へも入れられず罰金も取られなければ、成就する。時効が成就すればもう國家は其罪人を罰することは出来ない。さらば何故法律はこんな規則を設けて罪有る者の罪を免すのであらうか。それには左の四つの理由がある。

(一) 年が長く経てば證據が無くなつて裁判が其當を得なく成る。

(二) 年が長く経てば、罪人にも妻が出来、子が出来、色々の關係が出来来る。それを十年も二十年も経つて、社會が其罪を忘れて居る時分に、事を荒立てると、本人は兎も角其妻子や親戚などの中に騒動が起つて、知らぬ者が大變な迷惑を被むる。それでは一人の舊い罪の爲に、罪の無い多くの者に苦痛を與へることに成る。(三) は警察の眼を潜つて、廿年も卅年も世を忍んで居るのは却々苦痛なことで、犯人が捕へられまい、見附けられまいと、一所懸命に成つて居る其苦勞は、寧ろ監獄へ入れられて、懲役、禁錮等の刑罰に處せられるよりも、一層辛いかも知れぬ。犯人を監獄へ入れるのは、苦痛を與へて其罪を懲らす爲であるから、犯人が既に其以上の苦痛を受けたとすれば、假令監獄へ入れ、罰金を取らないでも、懲罰の目的は充分に達せられたといつてもよい。

(四) に法の威信を維持する爲めである。

第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス



前條には刑の言渡が確定してから死刑は三十年、無期の懲役又は禁錮は三十年、  
 有期懲役又は禁錮の十年以上のものは十五年、三年以上は十年、三年未満のもの  
 は五年、罰金は三年、拘留科料及び没收は一年の間其執行を受けなければ時効が  
 完成することを述べたが、國家は法律又は命令に依て、或犯人を懲役にすること  
 を猶豫したり、又一時禁錮にすることを停止たりすることがある。こんな時には  
 假令前に書いた年限が経つても時効に依つて其刑罰を免れることは出来ない。こ  
 れは固より當然のことであつて、法律命令に依つて一時其執行を猶豫又は停止し  
 て居るに過ぎないのであるから國家は決して刑罰の執行を疎そかにして居るので  
 は無い、随つて其間に何年経つたところで、時効が成就する理窟は無いのである。

**第三十四條 時効ハ其ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之  
 ナ中斷ス**

罰金、科料及ヒ没收ノ時効ハ執行行爲ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中

**斷ス**

時効は刑の言渡が確定してから三十三條に書いてある年限の間執行を受けなかつ  
 たならば成就するが若し其年限の間に刑罰執行の爲犯人を捕へるか、又は罰金科  
 料を取り没收を實行した時には、中斷といつて其處で時効が途斷れて了ひ、又初  
 から年限を數へ直さねば成らぬ、了解りよい様に第三十一條以下の説明を譬にし  
 ていふと斯うである。

先づ最初或人が罪を犯して有期懲役十年に處せられ、其言渡を受けた。ところが  
 が監獄へ行く道で逃げたとする。此場合に若し其者が捕まらないて十五年経てば、  
 時効に依つて罪を免れ、懲役に行くことを免されるが、若し五年目に一度捕まつ  
 たならば、時効は此時に中斷して了ふから、其處で直ぐに逃げて、一旦捕まつ  
 た以上は、更に其時から十五年経たねば、懲役に行くことを免して貰ふことは出  
 來ぬ。又若し法律命令に依つて、其間に執行猶豫若しくは執行停止があれば、其日  
 數の間は時効が進まないからこゝに例へば執行猶豫が一年あつたとすれば逃げた



時から十六年経たないと時効は完成せぬ、即ち懲役に行くことを免して貰ふことは出来ぬ。

時効のことを舊い刑法では期滿免除といつて、其期滿免除の起る場合を、

- (一) 捕まへられてから又逃げた時
- (二) 初から捕まへられないで闕席裁判を受けた時

の二つとして居るが、さういふ工合に場合を定めるのは、何の必要も無いことであるから、新刑法ではそんな分類を設けなかつた。凡て新刑法では、冗文や贅句を省いて、其法條の範圍を廣くしたのである。

### 第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

## 第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰

セス

法令又は正當の業務に因り爲したる行爲とはどんなものであるか。先づ法令に因

り爲したる行爲に就て説明しやう。

法令に因り爲したる行爲とは、例へば官吏が其役目を帯びて人の家宅に侵入し、又人を縛り人を監禁し、租税を徴収する如きことで、普通の人が斯ういふ事をやれば、無論家宅侵入罪、逮捕監禁罪、強盜罪に處せられるが、これは法律命令に依る官吏の職務であるから、之を罰しないのである。だから職務外の不法をすれば官吏でも罰せられることは勿論である。親が子を懲戒すのも戸主が氣狂を坐敷牢に監禁するのも、又法律が許して居るところであるから、矢張法令に依る正當の行爲として、罰しられないのである。

正當の業務に因り爲したる行爲とは、それではどんなものであるか、これは例へていふと、醫師の外科の療治をする場合に、病人の手を切るとか腹を切るとかさういふ手術を爲るやうな事柄を指したもので、其業務は第一法律命令の許したもので無ければ成らぬ。法令の許さない業務は決して正當な業務で無い。第二には其業務の慣行又は規則に従つた行爲で無ければならぬ。前例に引いた醫師が、若



し普通の療治を施すに、亂暴な療治をやつて、其が爲に人を死なしたならば、その醫者は矢張罪を逃れることは出来ぬ。けだし其業務の慣行や規則に背いた行爲は、決して正當の業務に依つて爲した正當の行爲とはいはれぬからである。舊い刑法には此正當の業務により爲したる行爲といふものを、規定してなかつたが爲に、種々の缺點あるを免れなかつたが、新刑法が之を定めたのは、實に正當のことである。

**第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス**  
**防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得**

此條文は不正の侵害を受けて危急な場合には自己又は他人の權利を衛る爲に止むを得ず爲た行爲は罰せられない、といふことを定めたものである。これは舊い刑

法に正當防衛として定めたところであるが、舊法の正當防衛は、人を殺した場合、人を傷けた場合のみを定めたに過ぎないから、甚だ其範圍が狭過ぎた。新刑法は即ち此缺點を補ふたものである。

さて「急迫不正の侵害」とは、どんなことであるか。これは例之突然他人が自分の身體生命に對して暴行を加へるといつた様な場合で、こんな場合に止むことを得ず敵手の暴行を防ぐ爲にやつた行爲は決して罪に成らぬ。併し急迫といふからは、現在危急に迫つた場合に無ければ成らぬ。だから過去つたことに對して、決して權利防衛は無い。それから又急迫不正といふから、其侵害は不正の侵害で無ければ成らぬ。故に正當の侵害に對しては、決して權利防衛は成立たない。例へば官吏が職務でやる行爲、親が子を懲戒する場合の如きは、其官吏又親に對しては權利防衛が成立たない、又其他自分が悪い事をしたが爲に、向ふから防衛の爲にやる侵害に對しても同じく權利防衛は成立たない。が、併し其侵害は必ずしも罰すべし侵害で無くともいふ。だから其侵害が急迫不正のものである以上は、外國



の天皇、公使、又は癡癲者に對しても權利防衛を爲ることが出来る。子供に對してもそれが急迫不正の侵害であれば、無論權利防衛を行つてよろしいが、こゝに一つ此權利防衛には「已むを得ざるに出で」といふ條件がある。已むを得ざるに出づとは、不正の侵害を避けるのに、是非必要なことをいふので權利防衛の方法を採らないでも、其侵害を避けられる場合には、已むを得ざるに出でた行爲と認めざる事は出来ない。だから例へば五六才の子供が一人予の前へ現はれて、突然刀を抜いて、予を斬らうとしたとする。此場合に於ては其子供の行爲は明らかに急迫不正の侵害であるが、對手は子供の事であるから、避けるか、取押へるかすれば濟むことで、別に是に對して自分も刀を抜いて立會ふ必要は無い。斯くの如き場合の對抗は、決して止むを得ざるに出でたる行爲では無い、即ち權利防衛行爲では無い。尤もフランク、マイヤーなどはこんな場合にも、矢張權利防衛があるといつて居るが、私は日本の法文解釋上そんな説に賛成することは出来ぬ。それから其次に急迫不正の侵害は何に對すべきものであるか、これも一寸説明して置きたし。

て置きたし。  
舊刑法では自己又は他人の身體、生命、財産に對する侵害の場合にのみ限つたが、新刑法では、自己又は他人の權利に關する侵害と廣く定められたから、名譽權、自由權、身分權、信仰權等の凡てを含んで居る。

本條第二項には、防衛の程度を超えた行爲に就て定めてある。此防衛の程度を超えらるとは、則ち防衛に必要な程度を過すといふことで、他人の不正急迫の侵害を防ぐ爲め是非必要であれば、自己の小さい害を防ぐ爲に對手を傷けたつても、それは度を超えた防衛といふことは出来ぬ。尤も次の三十七條の場合には、別であるが、これは獨逸のリストも唱へて居る説である。さて此防衛の程度を超えた行爲は、已むことを得ざる行爲で無いから、元來ならば罰を免れないが、其事情に依つては、其罰を軽くし、又免して貰ふことが出来る。これは舊い刑法にも定めて居つたところで、誠に尤な規定である。

### 第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對ス



ル現在ノ危難ヲ避クル爲メ己ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其罪ヲ減輕又ハ免除スルユトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ニ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

これは法律學上所謂緊急行爲といふものであつて、例へば自分の生命を救ふ爲には他人の命を取らなければどうしても目前の危難を避けることが出来ない、といつた様な場合に爲る行爲である。

(一) その一例 一寸一つ例を引くと、これは古い話であるが、例へば洪水の場合に二人の人が流れ材木に取附いて救を待つて居る中に、其材木に又一人取附いた者がある爲、材木は三人の重りて段々沈んで行く、此儘で居れば三人共死んで了ふといふ場合に、前から取附いて居つた一人の者が、自分と今一人の命を助かる爲、

後から取附いた一人を水の中へ突はめたとする。此行爲は即ち緊急行爲であつて、決して殺人罪では無い。扱此緊急行爲が権利であるかどうかといふことに就ては、種々議論があるが、権利で無いといふ説の方が多數を占めて居る。無説緊急行爲は権利では無くして、利益の衝突である。次に

(二) 緊急行爲は現在の危難を避ける爲己むを得ずやつた行爲で無ければならぬこと。これは前の権利防衛の場合を見れば了解から諄々しくこゝには説明せぬ。

(三) 其緊急行爲から出来た害は、避けやうとした害より越えては成らぬ。例へていはゞ、自分が腹が空いたからといつて人の愛犬を殺して食べた、といふやうな場合は、自分の小さい危難を避ける爲に人に甚しい損害を與へたものであるから、これは緊急行爲の度を越えたものといふべきである。即ち此行爲は罰せられなければ成らぬ。併し度を越えた行爲でも其事情によつて、其刑を幾分か軽く減いて貰ひ、又全然免して貰ふことも出来る。

(四) さて本條第二項には「前項の規定は業務上特別に義務ある者には之を適用せ



ず」とある、これはどんなことであらうか。

こゝに業務上特別に義務ある者とは、例へば、消防夫、兵士、検疫醫といつたやうなものである、是等のものは自分が緊急状態にあるからといつて、他人の利益を害し、自分の利益を救ふことは出来ない。消防夫は火の中に飛込んで、防火をする職務がある者だから、どんな危険な處へもいかねば成らぬ。火の中へ入れば熱くて焼死ぬからと言つて、防火行為を免れることは出来ないといふ理窟である。緊急行為に就てはまた澤山説明すべきこともあるが、限有る紙面のことであるから、先づ此位にして置いて。次に移らう。

**第三十八條** 罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ非ス罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ズ  
法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其罪ヲ減輕スルコトヲ得

或る罪が罰せらるゝには、故意といふものが要る。故意無き犯罪行為即ち罪を犯す意の無い行為は、法律に於て之を罰しない。さらば罪を犯す意即ち故意とはどんなことであるか。フランクといふ學者は、故意とは犯罪事實の認識なりといふ難かしい言をいつて居る。即ち了解りよく言へば、故意とは此刑法』にこれこれの事をすれば罪に成る」と定めた事を行はんとする決心のことである。此決心は一時の怒とか怨とかに依つて出来ることもあり、又熟慮の後に出来ることもあり、千差萬別であるが、今一例をあげて委しく説明すると

或人が鋭利な刀を持ってイ之を以て斬れば人を殺すことが出来ることを知つて口相手を人であるといふことを知つてハ殺せば其人が死ぬといふことを知つてニ人を殺さうとする決心が即ち故意である。

此故意無くして爲た行為が罰しられないことは、前にいつた通りであるが、法律に特別の規定がある場合は此限で無い。例へば過つて人を殺した場合は、法律に於て之を罰する規定があるから、自分には罪を犯す意が無くとも矢張罰を受



けねば成らぬ。

それから又法律を知らないからといって、罰を免れることは出来ぬ。假令法律を知らなくとも、其爲た行爲が、法律に罪として定めてある行爲を故意で行つたものである以上は、決して罪を犯す意が無いとはいへぬのである。併し事情によつては裁判官の見込を以て、其刑を輕めることが出来る。

### 第三十九條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ心神耗弱者ノ行爲

ハ其刑ヲ減輕ス

心神喪失者の行爲は罪で無いから之を罰しないといふのは、現今文明各國の刑法が定める處である。心神喪失者とは、例へば狂者、白痴等の精神病者、酒醉、夢を見て居る者などのこと、是等の者の行つた事は決して正氣で無い、いはゞ何も知らずに行るのであるから、之を罰しないことに定められたのである。これを法律上では責任能力の欠缺といふ。

併しこゝに一つ注意すべきは、心神喪失者の行爲が罰せられないのは、其罪を犯

さんとした當時精神が狂つて居たので無くてはならぬ。何某を殺して無罪に成らうと思つて、態と酒を飲んで心を狂はせたのでは、立派な殺人罪で、なか／＼無罪どころの騒では無い。成程人を殺した時は、酒に酔つて心が狂つて居たらうが、其決心が前に出来て居るのだから、罰をのがれることを得ないのである。

それから又間歇的心神喪失者、即ち永年の間の狂氣者にても、折々正氣に歸ることがある。此時に行つた犯罪行爲は果して罰すべきものであらうか。これに就ては色々説があるが、理窟上これは罰すべきものであるといふ説の方が可い、併し狂氣者を罰するといふのは可哀想であるから、嚴しく病院に監禁するとか何とか適當の方法を講ずべしである。

心神耗弱者とは、矢張精神に異状のある者のことであるが、心神喪失者に比べては、少々病氣の輕い者のことである。是等の者の行ふことは、全然分別が無いでもなく、いくらか知つて居るのであるから、悉く無罪とする譯には行かぬ。だから法律でも此點を斟酌し、心神耗弱者の行爲は其刑をいくらか輕くして遣る



といふことを定めたのである。舊刑法に此規定が無かつたのは甚だ欠點といふべしである。

### 第四十條 瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ又ハ其刑ヲ減輕ス

瘖啞者の行爲は法律に於て之を罰しない。瘖啞者とはつまり俗にいふ啞のことて、耳も聞こえなければ口も利けない可憐な者である。人間の五官の中で耳と口ばかり大切なものは無いのに、それが益に立たないとすると、智識は全然發達するこゝとが出来ぬ、随つて事の善惡を辨別する力も無い。されば斯かる者の行爲を罰することは出来ないのである。

併し瘖啞者には先天的の者と成人してからの者とがある。此成人してから啞に成つた者は先天的の者とは違つて、教育も受けただらうし、各種の經驗もしたらうし、中には其智識の程度が通常の人と餘り變らない者もある。斯んな者を、先天的の啞の智識の發達せぬ者と一緒にして皆無罪にするのは、甚だ不公平である。そこで新刑法には是等の者に對して其刑を軽くするに止めた。

### 第四十一條 十四歳ニ滿タザル者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ

此條には十四歳に足りない者の行爲は之を罰しないことを定めて居る。元來事の善惡を差別するのは智識である。智識は年齢と共に加はつて行くものであるから、年の少い子供には、是非善惡の差別が分らない。こんな者を罰したところで、害こそあれ決して利益は無い、各國の法律が年齢の定こそ違へ、皆一樣に幼者の罪を無罪として居るのは、此理由である。

我國の舊刑法には十二歳以下、十六歳以下二十歳以下に區別して、紛らはしい規則が設けてあつたが、新刑法では之を十四歳以下に限つた。これは頗る適當な規定で、十四歳以上に成れば、今日の子供は立派に善惡正邪の差別をすることが出来るのみならず、出来ない者がよしあつたとしても、それは事情を酌んで、裁判官が軽い罪を定めさへすればよいのである。

因に十四歳といふ年齢は數へ年の十四では無く、月を以て計算したものである。

### 第四十二條 罪ヲ犯シ未ダ官ニ發覺セザル前自首シタル者ハ其



刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ズ可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同ジ

罪を犯してそれが未だ官に知れない中に自分で其罪を申出た者は、其刑を軽くして貰ふことが出来る。自首は

第一に自分の罪で無ければ成らぬ。子の犯した罪を親が警察へ言つて往てもこれは告發であつて自首では無い。

第二に自分が爲たといふ事が官に知れない中で無ければ成らぬ。誰かゝ罪を犯したといふことが了解つて居ても、何の某の所爲であるといふ事が知れない中でさへあればよし。

それから又告訴を待つて論ず可き罪(即ち害を受けた者が訴へて出て始めて害を加へた者が處分せられる罪)を犯した場合に、其訴へる権利のある人に自分の行

爲を申出た場合も矢張其刑を軽くして貰ふことが出来る。

第八章 未遂罪

第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ゲザル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ思義ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

犯罪の實行に著手し之を遂げざる者は未遂犯として其刑を軽くして貰ふことが出来る。されば犯罪の實行に着手するとはどんなことであるか。今之を例を以て説明すると、

- (一) 鐵砲を以て人を殺さうと思つて之に彈裝するのは豫備の行爲である。
- (二) 其裝彈した鐵砲を以て狙を着けるのは着手である。
- (三) 彈金を引けば實行である。

未遂犯は即ち此實行に着手した場合に思の外の障礙又は舛錯に依つて、其實行を



遂げなかつた状態で、これに着手未遂、實行未遂の區別がある。今更に前例を引いて之を説明すると

1) 着手未遂とは、前例の裝彈した鐵砲を以て狙を着けて居る時に、突然後に人が顯れて、其手を押さへたが爲に、犯行を遂げなかつた場合。即ち目的の人を殺すことが出来なかつた場合である。

2) 實行未遂とは、前例の鐵砲で充分狙を着けて彈金を引いたに拘はず、手元が狂うて、狙が外れ、彈丸が思はぬところへ飛んで了つたが爲、目的の人を殺すことを遂げなかつた場合である。學者が法律學上缺効犯といふのは即ち此事である。

不作爲犯に未遂の状態があるかどうかといふ事に就ては、種々議論もあるが、不作爲犯は、何時實行に着手したかを明らかにすることが出来ぬから、不作爲犯には未遂犯が無いといふ方の説が可い。

さて以上は犯人が思の外の障礙又は舛錯其他外界の妨礙に依つて、其實行を遂げ

なかつた場合であるが、若し犯人が自分の意思から、其實行を止めたのであれば、此場合には其刑を軽くし又免して貰ふことが出来る。

これは學者が從來中止犯といつた事で、實行に着手したこと、目的を遂げなかつたことは前の場合と同じであるが、自分の意から之を止めたのであるから、法律が其罰を軽くし又事情によつては無罪にもするのである。さてこれに又着手後の中止犯、實行後の中止犯の區別がある。

イ) 着手後の中止犯とは例へば盗人が人家へ忍込んで後、何だか急に怖ろしく成つて盗むのを止めた場合。

ロ) 實行後の中止犯とは、例へば毒を以て人を殺さうと思ひモルヒネを飲ませて其人を人事不省に陥れた者が、急に後悔して、之に解毒劑を飲ませて、殺すのを止めた場合である。

中止犯を罰せないのは何故であるか。に就てはこれ又議論のある處であるが、リストは之を以て、犯人をして成る可く犯罪を自ら止めさす政策であるといつて



居る。

### 第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

未遂罪を罰する場合は、各條に定めてある。即ちこれ／＼の罪は未遂の場合にも罰すると書いてあれば、罰を受けるが、それが書いて無ければ、未遂の場合には罰を受けない、即ち無罪である。今、未遂罪を罰する場合を擧げて見ると例之左の通である。(七十七條、八十七條、百二條、百三十二條等)

## 第九章 併合罪

### 第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付

キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

併合罪とは其裁判が未だ確定せざる以前に二個以上の罪が發覺したる場合を云ふのである。例へば犯人が甲乙丙の三犯罪を犯したる時に其罪が同時に發覺した様

な場合である。此併合罪を處分するに附いては三個の主義がある一併科主義(二吸收主義)三制限加重主義之れである。新刑法では右第三の主義を採用したのである即ち此主義に於ては法律を以て制限したる範圍内に於て最も重き刑に加重したる刑を以て全部の刑として科するのである。然らば前例甲乙丙の三罪に付いて先づ甲の罪が發覺し且つ其裁判が確定したと假定せば他の乙丙の罪は如何に處分するのであるか本條は之れに答へて其乙丙の罪が甲の罪の裁判確定前に犯したものであるらば之れを併合罪として處罰することと定めたのである。故に若し右乙丙の罪を甲罪の裁判確定後に犯したものとせば之れは所謂再犯となるので併合罪とはならぬ。要するに數個の犯罪が併合罪になるか再犯になるかは裁判確定の前に犯したか又は其後に犯したかによつて定めるのである。

### 第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ

刑ヲ科セス但沒收ハ此限ニ在ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科



セズ但罰金、科料及沒收ハ此限ニ在ラズ

本條第一項に於ては死刑と其他の刑の關係を定めた。死刑は人の生命を絶つべき最も慘酷な刑である。夫れ故に死刑の宣告を受けた犯人に對して其他の刑を科することは理論上不能と云はねばならぬ。故に死刑には他の刑を科せぬのである。しかし沒收は多くは警察的豫防處分の性質を有するものであるから之れを死刑と併科するも妨げはない例へは犯人の使用した兇器を官に取上ぐるか如き是れである。依つて但書を設けたのである。又第二項には無期の懲役又は禁錮に處する罪と其他の罪との關係を定めてあるが、之れも死刑の場合と略ぼ同一である。即ち無期の懲役又は禁錮に處せられた者に對して有期の刑を科した處て一向効果を奏せぬ譯である。何となれば無期の懲役又は禁錮は有期刑以上の重刑であるからである。最も此刑に對しては罰金、科料及び沒收の刑は科することを得るのである。之れ亦但書の設けられた譯である。

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可

キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス

本條は併合罪の加重方法を定めたのである即ち二個以上の有期の懲役又は禁錮に處する罪あるときは其中の重き罪例へば有期の懲役は有期の禁錮よりも重き罪であるから有期懲役の長期十五年に其半數即ち七年六ヶ月を加へたるものを以て長期とするのである。然れども各罪につき定めたる刑の長期を合算したるものに超ゆることは出来ない。即ち前例に付いて云へば卅年以上の長期を超ゆることは出来ないのである。(刑法九條十條十二條十三條)

第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ



### 處斷ス

罰金刑即ち財産刑と自由刑とは之れを併科することを得。然れども罰金刑と死刑とは併科することは出来ないものである。何となれば死刑は極刑であるから斯る犯人に對して罰金刑を科した處で治罪の目的を遂ぐるは不能であるからである。さて罰金刑が二個以上併發した時には如何に加算するかと云ふに各罪に付き定めたる罰金の合算額以下で處斷するのである。故に例へば犯人が賭博を爲し且つ富籤を發賣したとすれば賭博の方の罰金は千圓以下であり又富籤發賣の方は三千圓以下の罰金であるから此兩方の罰金を合算した處で四千圓以下である。從て此範圍内に於て處斷し夫れ以上の罰金を科することは出来ないのである。

### 第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

合罪に於ては重罪に他の罪を併合するのを原則とするのである。然れども其の罪に沒收がなくとも其以外の罪に沒收があつた場合には裁判官は沒收を重き罪に附加することを得るのである。しかし夫れを附加するかしないかは一に裁判官の自由に決する處で法律は其判斷を裁判官に一任したのである。然れども二個以上の沒收は必ず之れを併科するに定つて居る。即ち例へば甲刀で一人を殺し乙刀で他の一人を殺したと假定せば其兩刀は共に沒收すべきものである。

### 第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

併合罪の場合に於て甲の罪は已に裁判を経たが乙の罪は犯罪の證據が不十分又は其他の理由で裁判することが出来なかつたとすれば其罪は更らに處斷するのである。之れ犯罪必罰の原則より來るものである。固より此場合に於ては後に裁判した罪を前刑に加ふることとなるのである從つて第四十七條の適用を受くることとなる。



**第五十一條** 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス

本條は併合罪に付いての刑の執行方法を規定したのである。即ち原則上は併合罪に付いて二個以上の裁判があつたとすれば其刑を併せて執行するのであるから例へは一方の刑が有期懲役七年又一方の刑が有期懲役五年とすれば其合計十二年の刑を執行することとなるのである。併し之れには例外がある即ち先づ死刑に付いては沒收を併せて執行することは出来るか其他の刑は執行しないのである。其理由は明白である刑は生存者に對するものであるから。又無期の懲役又は禁錮を執

行するときは罰金、科料及び沒收は共に執行するのであるが其他の刑は執行しないのである。之れも死刑に他の刑を執行しないのと同一の理由である。即ち死刑に次いては無期の懲役又は禁錮が尤も重い罪であるから之れに軽い刑を併せた處で一向効果を奏せない譯である。丁度大洋に一滴の水を注ぐ様なものである。又有期の懲役又は禁錮の執行は其最も重き罪につき定めた長期即ち十五年に其半數を加へたものに超過せざる範圍内に於て執行するのである。

**第五十二條** 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ

受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

大赦は天皇の大權に依つて行ふ一の恩赦である。犯人が一度大赦の恩典に浴すると其罪は絶對に消滅するのである故に其後に於て其者が罪を犯しても再犯とはならぬのである。今併合罪の内の一罪について大赦を受けたとすると其恩典に浴せざる罪に付いてのみ刑を定むることとなるのである。例へば犯人が甲乙の二個の罪を犯し其甲の罪を大赦せられたとすると殘る乙罪に付いて刑を定むるので



ある。

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

拘留は一日以上三十日未満であつて拘留場に留置し又科料は十錢以上二十圓未満であることは刑法十六條十七條に規定してある。此等の刑は他の刑と併科することか出来る例へは有期の懲役又は禁錮の刑に此の拘留なり科料を併科するか如きである但し死刑に對しては此等の刑を併科することを得ない。之れは已に第四十六條に依つて明白なことである。二個以上の拘留又は科料は之れを併科するのである。例へは十日の拘留に廿日の拘留を併科し又十圓の科料に五圓の科料を併科するか如き之れである。

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手

段苦クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルトキハ其最モ重

キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

凡そ罪は犯人の行爲である行爲かなければ罪は成立しないものである。而して一個の行爲は原則上又一個の罪をなすものであるがしかし時としては一個の行爲にして而かも數個の罪名に觸れ又は其行爲の結果か他の罪名に觸るゝことも少くはない。此場合を稱して法規の競合と云ふ。數罪俱發ではない。例へば一言に依つて數人を侮辱し一發に依つて數個の野禽を銃殺し又鐵道の番人が標識を擧ぐることを怠り爲めに數百人を死傷に致するか如き場合である。即ち此場合に於ても罪はもと一個であるから數罪を以て論ずることは出来ない。此場合には其内の最も重い刑によつて處罰するのである。従つて例へば右鐵道の番人が數百人を一時に死傷したとすれば死は負傷よりも罪が重いから其方の刑を適用するのである。此理論は又沒收の刑にも適用するのである即ち一個の沒收の刑にして二個以上の罪



名に觸るとせは其重き刑に附加して没收するのである。例へば犯人が群集の中  
て刀劍を揮つて甲者を殺し乙者に傷を負めしたとすれば其重き罪即ち殺人の刑に  
没收の刑を附加し傷人の方には没收の刑を附加せぬのである。

第五十五條

連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ル、  
トキハ一罪トシテ處斷ス

本條は所謂連續犯の處斷方法を定めたるのである。連續犯とは一の行爲が前の行  
爲の連續したるに過ぎざる罪を云ふのである。例へば窃盜の目的で倉庫を開き積  
上げたる米穀を無一物とならしめんとして毎日米穀を十俵つゝ窃取するか如きを  
云ふ。故に連續犯は正確に云へば數個の罪と云はねばならぬ前例の窃盜の場合に  
於ても米穀十俵を盜む毎に一窃盜罪を構成すと云はねばならぬ。併し本條に於て  
は之れを一罪として處斷することと定めたるのである。最も一罪として處斷するの  
は數個の罪名が同一である場合に限るのであるから例へば犯人の意思は單一であつ  
ても罪名が異なれば連續犯とは云はれない従つて又一罪として處斷するの限りで  
はなす。

第十章 累犯

第五十六條

懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免  
除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キト  
キハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ  
免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ  
終リ若クハ執行ノアリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ  
有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ併合罪ニ付キ處斷セラレタル者  
其併合罪中懲役ニ處スヘキ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ  
非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看



做ス

本條は累犯とは如何なるものであるか及び累犯の範圍を示したのである。累犯とは讀で字の如く犯人が裁判の確定後幾回ともなく罪を犯すことを云ふのである。さて懲役に處せられた者が其刑罰の執行を終り又は執行の免除されたから五年内に更らに罪を犯し其罪が有期懲役にあたるときは之れを再犯として罰するのである。故に右の五年以後に於て有期懲役にあたるとするも之れは再犯として處罰するを得ないのである。又懲役にあたるとするも之れは罪によりて死刑に處せられた者が其死刑の免除された日より又は死刑を減刑して懲役の刑に處せられ其刑を終るか或は其刑の執行免除のあつた日から五年内に更に有期懲役にあたるとするも之れを再犯として論ずるのである。又併合罪の場合に於て懲役に處する刑はないが各罪を併合處断するの結果懲役に處すべき罪のあつたときには其罪はもと最重のものではないが再犯例を適用する場合に於ては其罪を懲役に處せられたるものと認むるのである。之れは理論よりは

却て實際上盜罪の目的からかく規定したのである。言ひ換へて見れば法律は成べく再犯者の生じないことを欲する點から起つたのである。

**第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス**

本條は再犯の處断方法を規定したのである元來犯人は人を害し世間に害毒を流すものであるから法律は嚴重に其取締りをなし一定の苦痛を感ぜしむることゝなつて居るにも拘はらず犯人は其苦痛に懲りず再び罪を犯す場合には之れを重く處断せねば世間の秩序を維持することが出来ない。だから法律は斯るものに對して尤も嚴重に處罰するの必要がある。これ即ち本條の規定が設けられた次第である。然らば其處断方法は如何と云ふに法律は再犯者に對しては其犯したる罪について定めた懲役の長期の二倍以下と定めたのである。例へば初犯十五年の懲役に處せられた者が其後更らに懲役にあたるとすれば卅年以下の範圍内に於て再犯を處断せらるゝことゝなるのである。



**第五十八條** 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除アリタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

再犯者に對しては法律は重く處罰することゝ定めて居るから人情として犯人は決して進んで前犯のあることを云ふものではない常に前犯を隠蔽しよう／＼と思ふのは止むを得ない次第である。固より裁判官は十分之れが捜査に務むる次第であるが。時としては不幸にして初犯が判明せずに再犯者を初犯者と思つて裁判することがある而して其裁判が確定した後ちに於て初めて犯人が再犯者たることが發見される場合がある。此場合には第五十七條の規定に依りて加重すべき刑を定めて執行するのである。然れども若しも再犯の刑即ち懲役の執行を爲し終るか又は其執行の免除があつたときに初犯があることが判明した場合に尙も再犯加重に

よつて處罰することゝすれば一旦獄舎を出てた人に對して再び獄舎に投ずることゝなり如何にも酷に過ぎるから此場合に限つて加重例によらぬのである。

**第五十九條** 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ

犯人は初犯再犯尙ほ進んで三犯五犯十犯を重ねるものも稀ではない。斯る惡むべき兇漢に對しては飽く迄重刑を加へて處罰するの必要はあるがしかし刑罰の期には限りがある。限りある刑期に於て限りなき累犯者を待つことは不能に屬するのである故に法律は三犯以上の者に對しても只再犯の例によりて處斷し夫れ以上に處斷することをせないのであるこれ又止むを得ない次第である。

### 第十一章 共犯

**第六十條** 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

正犯とは實行犯のことで刑法上に規定せられてある行爲を直接若くは間接に惹起し又は其結果の發生を防止せざることを云ふのである。例へば甲乙二人が共



同して丙を殺害するが如き之れである。而して共同正犯たるには常に犯人の意思が一致して居らねばならぬ所謂通謀を必要とするのである故に若し二人が偶然に他人を殺害したと假定するも二人の間に意思の通謀がなかつたならば之れを共同正犯とする譯には行かぬ。犯罪は個々別々に成立したと云はねばならぬ。而して正犯は之を直接正犯と間接正犯とに區別することが出来る、直接正犯とは罪となるべき行為の全部を單獨に實行するものである。例へば強姦罪に付いて云へば強姦と姦淫とを一人にて實行し又強盜罪に於ては強制と物の奪取とを一人にて實行するが如き之れである。間接正犯とは犯人が他人を手先に使つて罪を犯さしむるが如き場合を云ふのである例へば瘋癲者に刀劍を與へて他人を刺殺さしめたるが如き之れである。夫れ故に右甲乙二人の犯人が相協力して右に述べた直接正犯又は間接正犯を犯したならば即ち皆共同正犯となるのである。要するに犯罪は多數人なれば犯し易く防ぎ難いから苟くも二人以上のものが共同して罪を犯したならば各自の兇行の度合の多寡如何に拘はらず均しく之れを皆正犯として處罰するのである。然れども共同正犯として其結果に對する責任の限界は共同犯意の限界を超過したる他の共同正犯の働作に付ては責任を負ふことはないのである。例へば甲乙共同して丙を毆打するに當り甲獨り共同の暴行を利用して丙より財物を奪取したるも乙は單に共同毆打に付ての共同正犯として責任を負ふに止まり強盜の正犯として論ずることは出来ないのである。之れに反して一方の働作が共同犯意の範圍内であり而かも其働作の結果は主觀的因果關係の存在を必要とせずして行為者に責任を負はしむる場合に屬する以上は他の一方も其結果に對して共同正犯として責を負ふべきものである。即ち例へば甲乙共同して丙を強姦するに方りて甲者の加へたる暴行が丙を死亡に致したるときは甲の暴行にして甲乙の間に定められたる手段程度を脱せざる以上は乙も亦重き強姦罪に付て責を免るゝことは出来ないものである。何となれば此場合に於ては前の場合と異り甲乙間に共同の犯意があり且つ共に強姦せんとして死に致したものであるからだ。以上は數人共謀して罪を行つた場合であるが時としては數人が共謀せずして而かも數人で同一の結



果を發生せしむることがある。例へば數人の大工が共に通行人に注意せずして取  
 毀ち中の建物の棟梁を往來に取落し其不注意なる共同動作に依りて通行人を撲殺  
 するが如き場合である。此場合に於ては正犯に必要とする共通の意思がないので  
 あるから正犯とは云へない學者は稱して副共同正犯と云ふのである。即ち此場合  
 の大工は別々に其結果に付いて處罰せらるゝこととなるのである。

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準

ス 教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

教唆とは故意に他人をして其人が故意に行ひたる犯罪行為を爲すことを決意せ  
 しむることを云ふのである。手短に云へば他人を煽り立て、罪を犯さしむること  
 を云ふのである。而して教唆する手段としては法律に制限がしてないから例へば  
 強迫、威權の濫用、勸告其他契約等を以てしても教唆となるのである。一宗罪は  
 犯人が決意して物を奪つてやろう又は人を殺してやろうと思つて成立つものであ

るが時としては犯人に於てかくの如き犯意のないにも拘はらず他人から勧められ  
 て罪を犯すことがある。即ち教唆によりて犯罪を構成することがまゝあるして見  
 ると教唆者と云ふものは丁度自己が罪を犯すと同じやうな次第である。固より教  
 唆者は犯罪實行者其の人ではないから直ちに正犯者と云ふことが出来ないから法  
 律は教唆者は正犯者に準じて處罰するのである。教唆者は此の如く犯罪構成に與  
 つて力あるものであるから教唆者を教唆する者も亦處罰せねばならぬ。舊刑法で  
 は教唆者の教唆者は處罰するかどうかについては明文のない爲めに議論が八ヶ間  
 敷かつたか新刑法は明かに其明文を設けて此問題を決したのである。以上述べた  
 る通り教唆者は其教唆に對して責任を負ふべきは當然の筋合であるがしかし犯人  
 は常に必ずしも教唆者の教唆した方法手段の範圍内に止まりて犯罪を爲すものと  
 は限らないのである。故に犯人は教唆の程度を越へて罪を犯すこともあれば又其  
 程度以下の罪を構成することもある。然らば此場合には如何に教唆者を處断する  
 かとの疑問が起つて来る。犯人が若しも教唆者の教唆したより以下の罪例へは他



人を殺害すべし旨を教唆した場合に實行者が只他人を毆打したるに過ぎないものとせば罪の生じた處は單に毆打に止まるのであるから教唆者も亦毆打に付いての責任を負ふこととなる。若しも教唆者は他人を毆打すべき旨を教唆したるに實行者は他人を死に致したとすれば之れ教唆の超過の場合である。犯意なくして他人の犯した罪に付いて責を負はざることとは刑法を通しての一大原則であるから此場合に於ては教唆者は只毆打に付いての責任を負ひ殺人に付ての責を負はぬこととなるのである。

### 第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

#### 從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

從犯は正犯者を幫助して其犯罪行為を容易ならしむる者を云ふ。例へは正犯者に器具を給與するが如き或は正犯者を誘導指示するが如きを云ふのである、尙ほ言ひ換へて見れば犯人が門を越へて家宅に忍び入らんとして居る場合に櫓子を貸

與するが如き或は犯人が衣服を窃取して持ち去らんとせるを車にて之れを運搬するが如き之れである。然れども從犯の成立するには常に從犯者が正犯の犯罪が自己の行為の爲めに幫助せらるゝこと又正犯行為の認識及び從犯者自己の行為の認識が無ければならぬ。故に此等の認識なくして單に正犯者を助くるのみにては從犯とはならぬ。例へは前例に於て車夫が衣服を運搬したとて車夫に右述へた認識即ち其衣服が贓品であるとか又其相手は竊盜であるかを知らなかつたならば決して從犯として處斷することは出来ないのである。さて又從犯者を教唆したるものも亦從犯者に準して處斷するのである之れは正犯者を教唆する場合と同一の理由である。

### 第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

從犯は正犯を助けて其犯罪實行を容易ならしむるものであるがしかし罪の實行者其者ではない。従つて正犯者と同一の刑を科することとすれば刑罰の權衡を失ふこととなる。夫れ故に法律は正犯の刑に照して減輕するのである。例へは正犯の



刑が有期懲役十年と假定すれば其十年より幾分か減輕して或は五年或は七年とするが如きを云ふのである、實際何程に減輕するかは正犯行為の如何により又從犯者の幫助の程度如何によりて裁判官の判定する處である。

### 第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及び從犯

ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

教唆者及び從犯者は正犯行為を容易ならしめ又は正犯行為を爲さしむるに與つて力あるものであるから理論上から云へば例へ教唆又は從犯によりて犯したる正犯が拘留又は科料のみに問ふべき罪でも矢張り其教唆者及び從犯者を處断せねばならぬ次第である。しかし拘留又は科料の刑はもと微細な刑であつて其教唆者及び從犯者を一々處断するのは却て煩はしいことであるから法律は一般に之れを處罰すと規定せずして只特別の處罰規定のある場合に限つて之れを處罰することと定めたのである。即ち例外の場合に處罰するのである。

### 第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタ

ルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑  
ヲ科ス

罪は人の行為であるから其犯意と實行とが完了せば罪を犯すに至るのである。しかし或種の罪に於ては犯人に一定の身分がなければ犯し能はざるものがある。例へば刑法第二百條に規定せる直系尊屬を殺害する罪に於ては被害者と加害者との間に親族關係がなくては成立しないものである。故に其身分關係のなきものが其人を殺害したとて尊屬殺しを以て論ずる譯には行かぬ。只の殺人罪を構成するに過ぎないのである。然らば今卑屬親なる身分ある甲と其身分なき乙とが共同して甲の尊屬親を殺害したとすれば甲乙は共犯を以て論ずることを得るかと言ふに元來共犯は同一の行為により同一の刑を受くるのを以て原則とするから此場合



には一方に身分關係のなき爲め正確に云へは共犯とは云ひ難いのであるが法律は此場合と雖も尙ほ之れを共犯とするのである。然らば今甲乙兩人が共同して甲の尊屬親を殺害したとせば兩人には如何なる刑を適用するか。甲者に對して刑法第二百條に依りて死刑又は無期懲役に處することは争ひないが。しかし何等の身分關係のない乙者に對しても尙且つ共犯者の故を以て甲と同一の刑を適用することは刑の權衡上出來ないから此場合には乙者に對しては普通の殺人罪として刑法第百九十九條の刑を適用することとなるのである。此場合は身分あるものを重く罰する場合に於て身分のない者を處罰する場合であるが又身分あるが爲めに軽く其者を罰する場合に於ても其身分のない者には通常の刑を科するのである。

第十二章 酌量減輕

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

犯罪者は悪人である最も憎むべきものであるがしかし罪を犯すもの百人が百人皆憐悪なるもののみには限らない、中には随分同情を表し一掬の涙を潑ぐに足るものも少くはない、例へば父母は病に罹り藥を買ふの錢はなく食物を供するに資力のなき爲め罪を犯すは悪事とは知りながら金錢を竊取するか如きは事情寔に憫然に堪へぬものである。法律はもと森嚴犯すへからざるものであるが。しかし法律はどこ迄も冷酷ではない血あり涙あるのである故に斯る犯人に對して其刑を減輕することを定めたのである。而して其輕減は事情により裁判官の決する處である。

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

法律に依りて刑を加重する場合例へば有期の懲役を無期懲役にするか如き場合又刑を減輕する場合例へば有期の懲役十年を五年にするが如き場合に於ても尙ほ酌量減輕を爲すことを得るのである。しかし其參酌は一に裁判官の自由に決する處である。



### 第十三章 加減例

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

一、死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二、無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三、有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四、罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ズ

五、拘留ヲ減輕スヘキトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ズ

六、科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

本條は法律に因りて刑を減輕すべき範圍を示したのである。故に此規定に反して減輕することを得ないのは勿論である。死刑を減輕するときは無期刑又は十年以上の懲役若くは禁錮に處するのである。其他輕減の方法は大同小異である別に説明する程のこともない。只罰金を減輕するときは其金額例へは百圓とすれば其二分の一即ち五十圓を減少することとなるが減輕して二十圓以下に降すことは出來ないのである。

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ一

個以上刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

法律に依りて刑を減輕する場合に於て其罪が二個以上の刑名に觸るゝ場合には先づ犯人に適用すべき刑罰を限定して其刑を減輕することとなる。故に例へば犯人が犯した罪が甲乙の刑名に觸るゝとせば其内甲の刑を犯人に適用する場合には



其刑から減輕するのである。

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同シ

懲役、禁錮又ハ拘留を減輕する場合に於て時としては一日に滿たざる時間を剩すことがある。例へば三日の拘留を減輕する時は第六十八條によりて一日半となる。即ち此場合の十二時間は之を除棄するのである。又罰金若くは科料を減輕するに因りて一錢に滿たざる金額を剩すときも亦之れを除棄するのである。例へば廿五錢の科料を第六十八條に依りて減輕するときは十二錢五厘となる。即ち此五厘は除棄するのである。

第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ

例ニ依ル

本條は酌量減輕の原由及び減輕の結果一日に滿たざる時間を剩し又一錢に滿たざる金額を剩したる場合に之れを除棄する方法を定めたのである前條及び第六十八條と參照すれば明瞭である。

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

- 一、再犯加重
- 二、法律上ノ減輕
- 三、併合罪ノ加重
- 四、酌量減輕

本條は一罪に附いて同時に刑を加重減輕する順序を定めたのである。即ち第一に犯人が再犯であるか否かを定め再犯であれば第五十七條に因りて加重し次に第六十八條によつて法律上の減輕を爲し第三に併合罪なりや否やを究め若し併合罪



であれば第四十六條乃至四十九條の規定を適用し最後に酌量減輕を行ふのである。順序は以上述べた通りであるが犯人は常に必ずしも再犯者若くは併合罪に問はるるものに限らないから斯ることがなければ直ぐに法律上の減輕及び酌量減輕によりて刑を減輕することになるのである。

## 第二編 罪

### 第一章 皇室ニ對スル罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

天皇とは皇室典範の規定に基き皇位を繼承し大日本帝國を統治し賜ふ御方を奉稱す。太皇太后とは先々帝の皇后であつた御方をいふ。夫れ故に天皇の御祖母君は必ずしも太皇太后と申し奉ることを得ないのである。皇太后とは先帝の皇后たりし御方を奉稱し又皇后とは皇室典範の規定に基き天皇の配遇者である地位に立たせられた御方を奉稱するのである。皇太子とは皇室典範の規定に依り儲嗣たる地位に立たせられたる御方を奉稱し皇太孫とは皇太子のない場合に儲嗣たる皇孫を奉稱するのである。

以上列記の御方々に對して生命、肉體、自由、貞操の傷害を加へ又は加へんとするは大罪である賊臣である。與ふ限りの極刑を之れに科しても國民は尙ほ飽く處を知らないのである。依つて法律は斯る賊臣に對しは死刑を科するのである。

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

不敬の行爲とは天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太孫に對して尊敬を汚瀆し又は汚瀆するの恐れある性質の行爲を總稱するのである。例へば誹毀、



侮辱するが如きを云ふのである。斯の如き不敬漢に對しては法律は默視するを得ないから重く處罰するのである。然れども此犯罪に於ても矢張り犯意を必要とするを以て犯人に不敬を爲す意思のないときは勿論無罪とせねばならぬ。例へば田舎の朴翁が鹵簿を拜して感極まり賽錢を投するが如きは固より其行爲は不敬にあたるがしかし朴翁は不敬を加ふる精神なく却て有り難たさに爲したのであるから罪とはならぬのである。又神宮皇陵に對して不敬の行爲をなしたるときは法律は天皇、皇太后たちに不敬をなした場合と同様に處罰するのである。神宮と云ふのは伊勢太神宮と云ふが如く皇室に御縁故の深い神社であり皇陵とは天皇の御墳墓を云ふのである。

**第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス**

皇族とは皇室典範第三十條に列記する御方の内刑法第七十三條に規定した御方を除いた以外の御方を總稱するのである。即ち皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を奉稱するのである。此等の御方々に對して危害即ち生命、肉體、自由等に傷害を加へたものには死刑を科し又傷害を加へんとしたるもの即ち所謂未遂の状態の者に對しては無期懲役に處するのである。

**第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス**

皇族の如何は前條によりて明であり又不敬の何たることに付ては第七十四條に於て説明したるを以て夫れを綜合すれば明かである別に云ふの必要はない。

**第二章 内亂ニ關スル罪**

**第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス**



- 一、首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス
- 二、謀議ニ參與シ又ハ群集ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三、附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載ンタル者ハ此限ニアラス

政府を顛覆し又は邦土を僭竊すると云ふことは朝憲即ち國家の統治權を撥亂することを云ふに外ならぬ。我國は立憲君主制を布いて百官を置き政治を行ふて居るにかかはらず。其政體を變更し國家を覆さんとするものありては實に由々しき一大事である故に國家は此の如き横暴者に對しては速かに之れが鎮壓を爲し人心

を沈め且つ國家の基本を磐石の如く堅くせねばならぬ。殊に斯る内亂罪にありては常に多數集合して企つるものであるから首魁者其他干係者の如何に依りて刑の高低を設けて處斷するのである。即ち首魁は死刑又は無期禁錮に處する首魁とは張本人のことで即ち内亂罪を企つ大將株である故に他のものに比して最も重く罰するのである。謀議に參與するとは即ち内亂を企つ計畫を爲すものを指すので陸海軍に於ける參謀官の如き役目をするものである又群集の指揮を爲したるものは所謂軍隊の指揮官の如き役目をするものである。此等の者に對しては無期又は三年以上の禁錮に處するのである。又其他諸般の職務に従事したるものとは以上の役目以外に内亂の爲めに奔走することを云ふのである例へば多數の賄ひを爲すが如き又は會計を司るが如き之れである此等の者に對しては法律は一年以上十年以下の禁錮に處するのである、尙ほ附加隨行シ其他單に暴動に干與したるものは只一時の出來心から人もやるから已れもやれと云ふ様に他人に雷同して隨行し又は何の考もなく面白半分には暴行に與みする様な者を云ふので畢竟之れ等のもの



は首魁者等の手先に動くものである。従つて法律は此等の者に對しては他よりも軽く三年以下の禁錮に處するのである。さて以上の内亂者に對しては右第三號に規定したる附和隨行者其他單に暴動に干與したるものを除くの外皆未遂犯の場合に於ても之れを處斷するのである。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年

以下ノ禁錮ニ處ス

内亂罪が一度企てられた以上は由々しき一大事で又容易に鎮壓し難い且つ世上に害毒を流すことも夥しく慘澹たる光景を呈する次第であるから若しも斯る企てを爲さんとするものを發見した以上は之れを打捨て置く譯には行かぬから法律は内亂の豫備即ち準備を整へ又は其準備を爲さんことを企つもの即ち陰謀者に對しては之れを處罰し危害を未前に防遏するのである。

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條

ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

内亂をあぐるに付いては兵器、金穀、兵員其他のものを必要とする故に之れ等の點から準備せねばならぬ次第である。然るに他人が此等の器具物品其他のものを用意して内亂者を助くるに於ては内亂者の側より云へば頗る便宜である。しかし國家から云へば大に危険である故に此等の行爲を爲したものは必ず處罰せねばならぬ。従て法律は斯る内亂罪の幫助者に對しては七年以下の禁錮に處するのである。

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首

シタル者ハ其刑ヲ免除ス

人の性はもと善であるされば一度悪事を企つるも其途中に於て幡然として前非を改めんとするものも少くない。しかし企てた罪が既に世上に害を流した後では後悔百番した處で法律は之を許すものではない。只法律は危害の世に現れない前



は首魁者等の手先に動くものである。従つて法律は此等の者に對しては他よりも軽く三年以下の禁錮に處するのである。さて以上の内亂者に對しては右第三號に規定したる附和隨行者其他單に暴動に干與したるものを除くの外皆未遂犯の場合に於ても之れを處斷するのである。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

内亂罪が一度企てられた以上は由々しき一大事で又容易に鎮壓し難い且つ世上に害毒を流すことも夥しく慘澹たる光景を呈する次第であるから若しも斯る企てを爲さんとするものを發見した以上は之れを打捨て置く譯には行かぬから法律は内亂の豫備即ち準備を整へ又は其準備を爲さんことを企つもの即ち陰謀者に對しては之れを處罰し危害を未前に防遏するのである。

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條

ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

内亂をあぐるに付いては兵器、金穀、兵員其他のものを必要とする故に之れ等の點から準備せねばならぬ次第である。然るに他人が此等の器具物品其他のものを用意して内亂者を助くるに於ては内亂者の側より云へば頗る便宜である。しかし國家から云へば大に危険である故に此等の行爲を爲したものは必ず處罰せねばならぬ。従て法律は斯る内亂罪の幫助者に對しては七年以下の禁錮に處するのである。

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

人の性はもと善であるされば一度悪事を企つるも其途中に於て幡然として前非を改めんとするものも少くない。しかし企てた罪が既に世上に害を流した後では後悔百番した處で法律は之を許すものではない。只法律は危害の世に現れない前



即ち内亂罪の暴動の起らない以前に於て内亂罪の豫備、陰謀、又は幫助を爲した者が官に自首して出た場合には之れに刑を科せないのである。自首とは申出と云ふと同様である。法律が自首した者に對して其刑を免除するのは成るべく世に危害の根を絶たんことを望むからである。

### 第三章 外患ニ關スル罪

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

國と國との交際は平和に且つ親密に交通するのは今日文明國間の通義である戰爭は萬止むを得ざる場合に初めて開かるゝものである。然るに外國に通謀して帝國に對し戰端を開かしたものは平和の賊である。又敵國に加擔して帝國に抗敵する者は國賊である。共に最も憎むべき劣漢であるから法律は斯るものに對しては極刑を以て臨むのである。

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又

ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又

ハ無期懲役ニ處ス

要塞陣營乃至軍用に供する場所等は戰略上秘密に付せらるゝものである。獨り敵國人のみならず邦人にも秘密にされてあるのである。しかるに國家戰時の場合にあたりて此等のものを敵國に交付するが如きものは恰かも帝國の手足を折る様なものである。國家の危険言ふに堪へざる次第であるから萬一斯の如き賣國奴のあるときには國家は死刑に處するのである。又兵器彈藥其他軍用に供する物品は國家戰時の場合に於て欠くべからざる要用品である恰かも藥の病人に欠くべからざるが如きものである。藥を病人の枕頭から奪つたならば勢ひ病人は益々衰弱せざるを得ざるが如く戰時に彈藥兵器等を敵國に交付すと假定せば従つて國家の



戦闘力も亦衰弱すると云はねばならぬ。故に斯る危害を興ふるものは重く處断するのである。

**第八十三條** 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

要塞、陣營、艦船乃至汽車、鐵道等は國家戰時に最も重要なるものである。斯る重要品の完備不定備は戰爭の勝敗を決すべき程重大の關係を有するものである。故に國家戰時に際會せは常には完備せざるものでも大に完備せしむる程にするのである。然るに却て此等のものを破壊し若くは使用することの出来ない様にするのは即ち國家戰闘力を減殺するの甚いものである。故に法律は斯るものを重く處罰するのである。

**第八十四條** 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰闘ノ用ニ供スヘキ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は第八十二條を受けたのであるから直接戰闘の用に供するものとは右第八十二條に定めた以外の凡てのものを指すのである此等のものは戰時中に於ては欠くべからざるものである。又帝國の軍用に供せない兵器、彈藥と雖も戰時中に於て敵國に交付するときは自然敵國の戰闘力を補ふこととなる。従つて此等の行為を爲したものは我帝國をして死地に陥らしむが如き影響を及ぼすものであるから之れを處罰するのである。

**第八十五條** 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス  
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ



間諜とは公然戦闘員の一人とせずして敵情を探知するの任に當る者を云ふ。間諜は斯る任務を帯びて常に敵國の行動を探り之れを本國に通して其戦闘行為を助くるものであるから寔に危険至極なものである。所謂獅子身中の一蟲である。故に敵國が間諜を放つとすれば大に之れを搜索して捕縛せねばならぬ。然るに我帝國の臣民にして敵國の爲めに間諜となり又は敵國の間諜の爲其任務を遂ぐるに助力するが如きものは言語同斷の卑劣漢である。國家の蠱毒である故に之れ等のものは重く處罰するのである。又戦時に於ては軍事上の機密を大切に守つて軍隊の一進一退を爲すものであるが此機密例へば兵器の精粗、兵員の多寡、軍隊の進退等を敵に告ぐるに於ては戰略は全く敵國に暴露し其の裏をかかざる事となるから軍事上の行動はすつかり駄目になる。此の通り軍の上の機密は要用なものであるから萬一之れを敵國に漏らしたものは處罰せねばならぬのである。

### 第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事

上ノ利益ヲ與へ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十一條乃至第八十五條に規定した事項は何れも國家戦時に於て重要な事項である。一度此等の規定に背く行為を爲した以上は國家は重大なる傷害を受くるのであるから之れを處罰するのは當然のことであるがしかし此國外に於て又敵國を利し我國を危殆に至らしむる事項もなしとは限らない果して然らば如何なる場合かと云ふに之れは事實問題になるから其都度之を審究せねばならぬ。故に法律は概括的に苟くも戦時に於て敵國の軍事上の利益を與へ又は帝國の軍事上の利益を害したものは之れを處罰することと定めたのである。

### 第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

罪の未遂とは犯人の豫企した行為を爲し遂げない場合に發覺したことを云ふのである。例へば敵國に軍事上の機密を漏さんとしつゝある間に逮捕された場合の



如き之れである。而して未遂罪は第四十四條に規定した通り之れを罰する場合は一々明文に定むることとなつて居る。即ち明文に罰する規定がなければ未遂罪は處罰せないのである。故に本條は明かに之れを處罰することを規定したのである。

### 第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル豫備又ハ

陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

外患に關する罪は何れも國家にとりて重大な影響を及ぼすものであるから其已遂未遂の場合には云ふに及ばず。罪の豫備の間即ち外患に關する罪を犯さんと企てつゝある場合に於ても又、豫備に至らない間の談議を凝らしつゝある間即ち陰謀を爲したる場合に於ても之れを罰するのである。何となれば斯る罪は一度發すれば危険至極であるから之れを未前から防遏して國家を安固の地位に置くが爲めである。之れ即ち罪の豫備陰謀をも尙且つ處罰する所以である。

### 第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

戰時同盟國とは即ち戰時に於ける攻守同盟を云ふので兩國の利益を計り又危害を防遏せんが爲めに互に一方を助け合ひて敵國に對するのである。故に同盟國とは恰かも車の兩輪の如く鳥の兩翼の様な關係を保つて居るのである。従つて同盟國を危害に至らしむるのは車の片輪を破壊し又鳥の右翼を折るが如く同盟國の一方は大に危殆に瀕する譯である。故に第八十一條乃至八十八條規定の行爲を戰時同盟國に對して犯した場合にも帝國にこれ等の行爲を爲した場合と同一に處罰するのである。

## 第四章 國交ニ關スル罪

### 第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又



ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者

ハ三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

外國の君主又は大統領は我が陛下と均しく尊敬せねばならぬ。殊に政治上の目的であるとか或は漫遊の爲めに我國に滞在して居らるゝ間は特に尊敬せねばならぬ次第である。然るに却て暴行を加へ又は脅迫する様なことがあつては國と國との大事件を生じ之れが爲めに往々戦争の開かるゝに至るのである。よし開戦に至らずとも國交上に支障を來す譯であるから斯る不禮をかりそめにもせぬ様に法律は定め若し犯すものは之れを處罰するのである。又暴行若くは脅迫を加ふる程に至らずとも君主或は大統領に對して手まねとか口頭で侮りがましい行ひをしたものも亦處罰するのである。しかし此場合には其外國政府から犯人を處罰せよとの請求があるのを待て處罰するのである。之れは外では無い侮辱を受けたか否かは其君主又は大統領でなければよく分らないからである。

### 第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ

脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ一

年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

外國の使節とは外國の君主又は大統領を代表して我國に來た人を云ふのである。例へば公使大使の如き或は一時的の御使即ち列國會議に参列する様な者である。従つて此の如き人々の行動は畢竟其本國君主又は大統領自身の手でする様なものである其使節に對し暴行若くは脅迫を加ふるのは又其君主若くは大統領に暴行脅迫を加ふる様な結果に至るものであるから之れを處罰するのである。尙ほ又外國の使節に對して侮辱を加へた者は外國の君主又は大統領に侮辱を加へた場合に之を處分すると同様の趣意で之れを罰するのである。但し此場合に於ては被害者即



ち外國使節の請求があつてからそれを處罰するのである。

**第九十二條** 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

國旗とか國章は國家を代表する目標であつて大切なものである。従つて海軍でも陸軍でも又只の商船でも國旗に對する敬禮と云ふ様な慣例さへある位である。斯の如き大切なものを損壞するか除去するか又は汚穢する様なことがあつては其國は大に面目を失墜する次第で其國は決して黙視するに忍ひないものである。尤も其損壞、除去又は汚穢すると云ふことは單に過失でした場合には是非もないことであるから本條によつて處罰する譯には行かぬ。故に法律は外國に對して侮辱を加ふる目的を以て以上の惡事を行つた場合に限り罰するのである。尙ほ其處罰する場合は外國政府からの請求があつた場合に限るのである。

**第九十三條** 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

戰爭は國家が萬止むを得ざる場合になすもので常に開戦すべきものである。而して開戦の權は一に天皇に屬するので其以外の者には存しないのである。然るにも拘はらず私に戰鬪を爲す目的で其準備を整へたり又は陰謀を爲すが如きものは國家の安寧を破り秩序を亂すに至るものであるから之れを處罰せねばならぬ次第である。しかし豫備や陰謀に止る間は未だ實害を世に呈しないものであるから犯人が前非を悔いて官署に自首して出づれば刑を免除するのである。

**第九十四條** 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

局外中立とは一國が他の一國若くは數國間に起れる主戰に對して無關係の地位



に立つことを言ふものであつて本來は外政に於ける自主權即ち國家獨立權の一作  
用である。外國間に戦争があるときに之れに參與するとせざるとは一國の自由  
に決する處である。然るに果して關與せざる場合に於ても全く交戦國と交通を斷つ  
ものではない。中立國も交戦國に向つて平和的の交通をなし。交戦國も亦中立  
國に向つて戦争に關係のない交通を爲すことを禁じ難いのである。然れども其平  
和の交通と云ひ又交戦に關係なき交通と云ふことは言葉の上ではさつぱりと明瞭  
であるけれども事實の上では往々にして判別し難いものである。交戦國は成るべく  
中立國をして其の敵の戦争を益するが如き交通を爲さざらしめんとするし中立國  
は外國間の交戦に因り種類の不利益を被るのであるから夫れに代へてなるべく交  
戦國と交通を盛にして多大なる利得を收めんとするものである。之れは双方とも  
利のある處で止むを得ない次第である。然れども中立國の交通は果して戦争に關  
係あるものであるか否かをよく定めて置かなければ兩國との間に紛議か絶えな  
いことになり。國交上に於て甚だ面白からざる現象を呈することに成る。夫れ故に

中立國は明かに其本國の採るべき方針即ち局外中立の宣言を發する様に至つた  
のである。我國に於ても明治三年普佛戦争のあつたとき又は明治三十一年米西  
戦争のあつたときに局外中立の宣言を發した。而して其宣言には又國民の守る  
べき條項を指示するものである例へば國民は交通國の一方を助けてはならぬとか  
又は兵器彈藥を輸入してはならぬと云ふが如くに定むるのである。然るに國民が  
此命令に違背して交戦國の一方を助くる様な行爲を爲したならば一方の交戦國を  
して悪感を抱かしむることとなり之れが爲めに中立國も場合に依りては交戦國と  
見做さるゝことがないとも限られないのである。斯くては國家の迷惑も少くはな  
い次第であるからなるべく此の如き命令違背者の出ぬ様に注意せねばならぬ譯合  
である。故に若しも此命令に違背したものは所罰せねばならぬこととなるのであ  
る。

## 第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪



第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

公務員とは官吏、公吏、法令に依りて公務に従事する議員、委員其他の職員を云ふ。此等の人々は國家又は公共團體の爲めに勤勞するのを以て其職務として居るものである。然るに公務員に對して暴行又は脅迫を加ふるに於ては常に其人の身體的の困難のみでなく國家又は公共團體の事務に支障を來す結果を生せしむるものであるから斯る犯人を罰するのである。又犯人が暴行若くは脅迫を以て公務員をして枉げて自己の利益になる行爲を爲さしめ若くはある公務員の行はねばならぬ仕事を爲す能はさしめ又は公務員をして本意なく職を辭せしむる様な舉動に出でたものは之れを處罰するのである。此等は共に公務の執行を大に妨害するものであるからだ。

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

封印や差押の標示は物品保管上便宜の爲めに施すものである。例へば貴重品を戸棚に入れて其戸に封印をするとか或は執達吏か債務者の財産を差押へて之れに差押の標示をするが如きである。従て封印、標示をした以上は其物品を勝手に使用處分せしめないものである。然るに封印を壞り標示を剝かして自由に其物品を使用するに於ては折角官吏又は公吏か施した封印、標示は効果なくなつて來る譯である。夫れ故に封印又は標示を無効にする様なことをしたものは之れを處罰せねばならぬのである。

## 第六章 逃走ノ罪



第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

已決の囚人とは已に其犯した罪狀が明かになつて獄舎に投ぜられたものであり未決の囚人とは未だ罪狀の確然と明かに定まつて居らないものである。囚人は罪を犯した因縁によつて一定の苦痛に逢ふものであるから人情上其苦痛を脱せんと思ふのは無理ならぬ次第である。しかし夫れては國家の嚴令か一向駄目になる譯合であるから逃走した囚人は之れを處罰せねばならぬのである

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ機具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

已決、未決の囚人は前條に説明した通りである。勾引狀とは檢事又は豫審判事が取調ふべき犯罪の嫌疑あるものを引致するが爲めに發する命令である。さて已決、

未決の囚人又は勾引狀の執行を受けるものが拘禁場又は機具を損壞し若くは官吏に暴行、脅迫を加へて逃走し又は二人以上通謀して逃走したものは其情普通の逃走よりも憎むべきものである。夫れ故に斯るものに對しては普通逃走の場合よりも重く處罰するのである。

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ二三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は法令によりて拘禁せられたる者自身が犯す罪ではない其以外のものが拘禁者を連れ出す場合のことである。法令によりて拘禁せられたるものは又法令によるにあらざれば自由に其拘禁を解かれる筈のものでない。拘禁せられつゝある者を連れ出すのは或は友誼上から來ることもあるふ又は恩義上から起ることもあるふ。しかしそれ等の事情は皆な私情で公情ではない。己に私情であるからには國家の命令に對する譯には行かぬ。否な斯る行ひは國家の權力を輕視するもので



ある。從て斯る行爲に出たものは之れを所罰せねばならぬのである。故に法律は拘禁者を奪取した者は之れを罰するのである。

**第百條** 法令ニ因リ拘禁セラタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

囚人自ら逃走した場合に付いて第九十七條第九十八條に規定してあるが本條は他人が法令に因りて拘禁せられたる者を逃走せしむる行爲を爲したるものを處罰する規定である。即ち拘禁者に器具を給與したり其他逃走の方法を指示したりなどして拘禁者を拘り場から脱走せしめんとしたものを罰するのである。斯る逃走幫助者が續々と現れて來たならば國家は遂に犯人を懲罰することが不能になり又

社會の秩序を紊亂するに至る次第であるから之れを三年以下の懲役に處するのである。又尙ほ此逃走を容易ならしめん爲めに暴行、脅迫を爲したものは一層憎むべき處業であるから此等の者は前よりも重く處罰するのである。

**第百一條** 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

拘禁者を護送するもの例へば裁判所から監獄へ送るもの如き又は看守者は拘禁者を逃走せしめざる様にする役目を帯びて居るものである。然るに之れを自ら逃走せしむると云ふは言語同斷のことである。殊に之れ等の者は拘禁者の傍らにあるものであるから逃走せしむるに容易な地位にある者といふはねばならぬ。故に法律は之れを普通人が拘禁者を逃走せしめた場合よりも重く處罰するのである。

**第百二條** 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス



逃走罪の未遂即ち自ら逃走せんとしたるもの又拘禁者を奪取せんとしたるもの又は拘禁者を逃走せしめんと企てたるものは何れも之れを處罰するのである。

### 第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

**第三百三條** 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

拘禁者の逃走したるものを家屋内に匿くすとか或は方向を示して隠れしめたりなどする事は暗に拘禁者を逃走せしむると同じ様な結果を來すものである。蓋し拘禁者が拘禁場を逃走するも身の隠れ場所がなくては丁度魚を陸上に揚げた様なもので逃走者は直ぐに捕縛せらるゝ次第である。然るに之れに隠れ場所を示し又は之れを隠れしむるに於ては魚を海に放つたが如く其捕ふるに困難すると同様に官衙は大に迷惑する次第で故に逃走者を藏匿したり又は隱避せしめたる者は之れを處罰するのである。

**第三百四條** 他人ノ刑事被告ノ件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

刑事被告事件の審理は證憑に尤も重きを置く者である。例へば被告人が犯罪を自白しても裁判官は夫れに拘はらず尙進んで斷罪の事憑を蒐集せねばならぬ位のものである。此の通り被告の件の證憑は重要なるものであるに拘はらず之れを湮滅するとか似せの證憑を作るとか若くは似せの證憑を使用するに於ては其事件の眞想を發見することが出來ず裁判長として判斷をあやまらしむるに至るかもしれないのである。故に斯るものは之れを罰するのである。

**第三百五條** 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス



六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を親族と云ふ。親族は互に情濃かに親密にするもので他人に對する交際とは多少異なるものである。されば親族中の者の利益を計り害を除去せんとするは自然の情である。今親族中の一人が拘留場より逃走したる場合に於ては之れを藏匿するとか又隠避せしむるとか或は又被告事件の證據を湮滅するとか偽造變造するとか若くは偽造變造のものを使用せんとするの止むを得ない次第である。故に法律は理論よりも情に重きを置いて此等の場合には之れを處罰せないことと定めたのである。寔に至當の規定と云はねばならぬ。

### 第八章 騷擾ノ罪

**第百六條** 多數衆合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三、附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の罪は第七十七條の如く政府を顛覆せしめんとするものでなく單に多數の人々が大集合して世間を騒がす罪である。例へば昔の百姓一揆の如く只無暗と騒ぎ廻るのである。世間は常に秩序正しく良風俗が立つて以て人民は其堵に安ずるものである。然るに多數人民が衆合して暴行又は脅迫を以て社會を騒がしたならば一般の人民は寔に困難を見るばかりではなく國家の發達上に於ても大に害のある次第であるから之れを處罰するのである。而して其處罰するに付ては首魁即ち其張本人を一番重く罰し次に他人を指揮したり又は他人に先んじて騷擾の勢を助けたものを罰し第三に附加隨行者即ち一犬虛に吠ゆれば萬犬是に同ずる様に他人も騒いで居るから己れも騒いでやるよと云ふ様なものを罰するのである。之れは



以上の者と異り罪は極く輕いのである。

**第七條** 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シテ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及ブモ仍ホ解散セザルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の罪は騷擾せんが爲めに多衆聚合した場合の罪である。多衆が相聚まりて騒がしく今にも暴行又は脅迫を爲さんと欲する有様は寔に危険である。故に之れを見た公務員は直ぐに解散すべき様に命令するものであるが此命令を三回以上も發しても尙聽かずして解散せざるものは社會に取りて頗る危険であり何時騷動が起るかも知れないから其首魁は重く其他の者は輕く處罰するのである。尤も解散の命令は三回以上發した場合と法律は規定して居るから一回や二回命令を受けて解散せざるものは罪とはならぬのである。

### 第九章 放火及ヒ失火ノ罪

**第八條** 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

火災の恐るべきことは今更言ふを待たぬ大都會も一朝にして烏有に歸せしめ昨日の繁榮も今日は見る影もない様になる。寔に火災は慘狀を呈する次第である。然るに恣に火を放つて人の住居に使用し又は現在住んで居る建物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑を燒燬するに於ては忽ちにして多數の人々に一大困難を醸し路頭に迷はしむるの結果を來すものであるから之れを處罰するのである。

**第九條** 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲



役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危険ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セズ

火を放つて建造物、艦船若くは鑛坑等を燒燬する以上は之れを重く罰するのは當然の筋合であるがしかし人の住居して居るものと否とに付いて其間に危害の程度に異つた點がある、従つて本條に於ては人の住居に使用せず又は人の現在居ない建造物等に放火した場合には第百八條よりは情狀か多少輕い譯であるから少しく刑の程度を輕くして處罰するのである。此放火する建造物は普通の場合に於ては他人のものであるが時としては犯人自己の所有に屬するものを燒燬する場合もある此場合に於ては其放火の結果公共の危険を生せしめた時に限りて之れを罰するのである。例へは自己の家屋を燒燬した折柄に西風が強く吹き荒んで其東隣の家屋を延燒した様な場合に之れを處罰するのである。故に若し放火しても幸にし

て其危険が他に及ばなかつた時には法律は之れを處罰せないのである。

第百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は第百八條第百九條に規定した以外の物例へは動物小舎等を燒き夫れが爲めに其火が盛んになり爲めに公共の危険を起した場合に之れを處罰するのである。故に例へ動物小舎を燒拂つた處で公共に危険を生せしめなかつたならば無罪の人である。右の燒却したものか自己の所有に屬する場合には前項よりも刑を輕く罰するのである。此場合に於ても公共の危険を生せしめなかつたならば前の場合と同じく無罪である。

第百十一條 第百九條二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百



八條又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

自己所有の建造物、艦船若くは鑛坑を燒燬し又は上記記載のもの以外の自己所有の建物を燒却し因つて人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑を延焼し又は現に人の住居に使用せず若くは人の現在せざる建造物、艦船、鑛坑を延焼したものは例へて犯人の豫期せなかつた燒燬を起したにせよ公共の危険は大したものであるから之を處罰するのである。又第九條第九條に列記した以外の犯人自己の建物を燒燬し因て第九條又は第九條一項記載の物に延焼した場合に於ても亦公共の危険を生せしむるものであるから之れを處罰するのである。

### 第一百十二條 第九條及ヒ第九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑又は現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑を燒燬せん爲め火を放つた者は未だ其未遂の状態即ち其建造物等をして其用を爲さしめざるに至らない前に於ても之れを處罰するのである。但し其已遂の場合よりも刑を輕減するは當然の筋合である。

### 第一百十三條 第九條又ハ第九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

放火の危険は甚しいものであるから之れを處罰することは已に法律の規定した處である。本條は放火の豫備を爲した場合のことである。放火が危険であるからには又其放火の豫備を企つるも均しく危険である故に法律は之れを處罰するのである。



ある。しかし此場合は只其準備のみに止まりて未だ危険を實在せしめたものてないから裁判官は犯人の情狀に因りて其刑を免除することもある。如何なる場合に免除するかは事實上の問題である。

**第一百四條** 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

火災のあつた場合には皆其鎮火に盡力して危険を成るべく減少せんとするのは普通のことである。鎮火用の器具でもあらは自ら提供する位なものである。しかるに鎮火用物例へは唧筒消火器等を隠匿又は損壞して鎮火を妨害するに於ては例へ自己は火を放つたにはあらずとも其情は丁度火を放つたと同じ様なものであるから法律は之れを重く罰する次第である。

**第一百五條** 第九條第一項及ビ第十條第一項ニ記載シタル

物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同ジ

第九條に規定したる自己所有の建物乃至鑛坑及び其以外の建物等は時として債権者の爲めに差押へらるゝ場合もあり又金銭借用の爲めに其所有物に質權を設定し若くは抵當權等を設定する場合もあり或は又其物件を他人に賃貸し及び保險に付する場合もある。斯る場合に於てはもとゞ其所有權は自己にあつても其物件使用の上等から言へは恰かも他人の物であるかの如き形ちとなるのである。此場合に於て之れを燒燬したならば法律は恰かも第九條第一項及び第十條第一項の他人の物を燒燬した場合と同じ様に處罰するのである。これは其關係者に對して殊に迷惑を覺へしむるからである。

**第一百六條** 火ヲ放ツテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所



有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ放ツテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シテ公共ノ危険ヲ生セシムタル者亦同シ

本條は失火の罪である前條迄は犯人がわざと火を出した場合であるが本條は過つて火を出した場合である。例へはランプの火から天井に燃え移るとか風呂場の消し火から戸障子に焼け移つて大火となるとかの場合である。此場合に於ては決して火を出す精神ではないが偶然に火事となつたのであるから本來から云へは無罪と云はねはならぬ。然れとも失火の爲めに他人の建造物等を燒燬するに於ては甚しい迷惑を與へる譯であるから之れを罰するのである。又火を失して自己所有の物を燒燬した場合には自業自得であり且つ他人に危険を生ぜしめなかつたなればそれは無罪である。しかし自己所有の物を燒燬したからとて若し其結果他人に其の危険を醸した場合には無罪には出來ない即ち此場合には法律は之れを所罰するのである。

**第一百七條** 火藥、瀉罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シテ公共ノ危険ヲ生セシムタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

火藥とか汽罐の如きものは激發し易いものであるから之れ等を取扱ふものは注意の上にも注意を加へねはならぬ。一朝不注意の爲め之れ等のものが爆發したなれば其害の及ぶ處頗る多大で時としては火災よりもつと甚しい慘狀を呈すること



とがある。然るにも拘はらず火薬、汽罐の如き激發し易いものをわざと破裂せしめたとすれば其罪決して尠少ではない。夫れ故に法律は破裂の結果第百八條に記載したる物又は他人の所有に係る第百九條に記載したる又は第百十條に記載したる物を損壞して以て公共の危険を生ぜしめたるものは放火の場合と同じ様に其損壞物の如何に依つて之れを罰するのである。以上は故意に破裂せしめた場合であるが過失によつて破裂せしめた場合でも法律は亦失火の例即ち第百十六條の例によりて之れを處罰するのである。

**第百十八條** 瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

瓦斯、電氣又は蒸汽は取締を嚴重にせねばならぬのである。之れが漏出若くは流出する爲めに家屋を燒き人を殺すことも往々にして生ずるのである。然るに故意に之れを漏出若くは流出せしめ又は之れを遮斷して人の生命、身體又は財産に危険を生ぜしめた場合には之れを處罰するのは固より當然である。又其結果夫れよりも甚しく人を死傷に致した場合に所謂殺人罪を構成するのであるから斯る場合には第百四條乃至二百八條の規定と相對照して重き方に從つて處斷するのである。

## 第十章 溢水及ビ水利ニ關スル罪

**第百十九條** 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

水害の危険も亦火災の危険なる如く重大なものである。されは河川には堤防を



築き柵を結んで不時の災害に供するものである。しかるにわざと堤防を破壊し又は柵を破壊し其他の方法を以て水を溢れしめて人の住居に使用し又は人の現在する建築物、汽車、電車若くは鑛坑を浸害したるものは重く所罰するのである。盖しかる場合には往々にして人命を斷つ結果を生ずるのである。故に犯人を死刑又は無期刑若くは三年以上の懲役に處するのである。

**第二百十條** 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

溢水の罪は頗る危険であるから已に第百十九條に於て之を處斷することを規定してある。本條は第百十九條に規定したる以外の物件を浸害し因て一般公衆の危険を生せしめた場合に處罰する規定である。例へば溢水せしめて橋梁を流すとか或は田畑の番小屋を浸害した様な場合である。又溢水の結果自己の所有に係るものである場合には之れは處罰せないのであるがしかし自己の所有に屬するものでも其物が差押へられた場合とか又は質權抵當權其他留置權の附着して居る場合又は他人に賃貸して居る場合及び保險に付した場合に之れを浸害したならば一年以上十年以下の懲役に處するのである。此の趣意は第百十五條の場合と同一である。

**第二百十一條** 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

水害の危険は已に述べた通りであるから水害の生じた場合には勉めて之れか防水に盡力せねばならぬ。然るに其防水用の器具等を隱匿し又は損壞する様な者は



恰かも自ら水害を生せしめた様なものである。故に之れを處罰するのである。此處罰の理由も亦第百十四條の場合と同一である。

**第二百二十二條** 過失ニ因り溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

溢水せしむるの精神なくして過失で溢水せしめ因て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車若くは鑛坑を浸害したる者又は以上のもの以外の物を浸害し因りて一般公衆の危険を生せしめたる場合には例へ犯意なくとも社會の秩序を維持する上に於て之れを處罰するのである。

**第二百二十三條** 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

農工業に於ては最も水利の利便を計るものである例へば水力電力で紡績業を起すとか水車を運轉すとか或は田畑に灌漑すとか水力に待つものが多いのである。されば農工業者は堤防を築き水閘を設けて通水を使ならしむるものである。然るに其堤防を破壊し水閘を破り其他溢水せしめて水利の妨害をなすものあるに於ては當に其企業者の損害のみならず引いて公益を害する次第であるから法律は斯る犯人を處罰するのである。

### 第十一章 往來ヲ妨害スル罪

**第二百二十四條** 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ



## 重キニ從テ處斷ス

人民の交通往來の頻繁は其國の文明を意味するものである。されば國家は世の進運に伴ふて益々陸路を整備し水路を開くものである。然るに陸路、水路又は橋梁を損壞若くは壅塞して交通の妨害を爲すものあるに於ては一般人民は困難を覺ゆるのみならず又國家の進運に危害を加ふるものであるから之れを處罰せねばならぬのである。又此の如き妨害を加へて以て人を死傷に致らしむる場合例へば橋梁を損壞して人をして川中に溺死せしむるが如き場合に於ては獨り交通を妨害するのみならず殺人行爲を爲したものであるから傷害の罪即ち第二百四條乃至二百八條の罪と相比へて其重き方に依つて處罰するのである。

## 第二百二十五條

鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ

瀛車又ハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期

懲役ニ處ス

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

鐵道を破壞するとか又は鐵道の標識即ち目印を損壞したならば汽車又は電車の往來は頗る危険である。盲人の杖を取上げたよりもつと甚しい結果を生ずる。即ち汽車電車は其時轉覆するかもしれない。又海上に於ける燈臺若くは浮標は電車の汽車の鐵道又は標識の様なものゝ艦船は皆之れを便りに航海するものである。然るに之れを破壞するに於ては其危険の程度は甚しいことになる。故に此等のものを損壞し又は其他の方法に依つて汽車、電車、艦船の交通往來を妨害したものは之れを處罰するのである。

## 第二百二十六條

人ノ現在スル瀛車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタ

ル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ



前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

人が現在乗用して居る汽車又は電車若しくは艦船を顛覆、覆没、破壊するに於ては多數の者は大に困難を來す次第である。よし人々が死に至らずとも負傷を免れ難いものと云はねはならぬ。故に法律は重く處罰するのである。若しも顛覆、覆没若しくは破壊の結果人を死亡に致したものは尙ほ一層重く處分するのである。

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ瀕車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ

例ニ同シ

汽車、電車及び艦船の往來を妨害する罪に付ては第二百二十五條に於て規定を設けてあるが本條は其妨害の結果汽車、電車、及び艦船の覆没、顛覆又は破壊を來したの場合の處罰方法である。即ち此場合に於ては前條即ち第二百二十六條に依つて

處罰するのである從つて顛覆、覆没若しくは破壊したる者は無期又は三年以上の懲役に尙又其結果死に至らしめたる場合には死刑又は無期懲役に處するのである。

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百一十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

陸路、水路又は橋梁を損壞又は壅塞して往來の妨害を企て未だそれを成し遂げない場合、又鐵道又は其標識を損壞し又は燈臺、浮標を損壞し又は其他の方法に依り汽車、電車、艦船の往來を妨害せんとして未だ成し遂げない場合及び人の現在する汽車又は電車若しくは艦船を覆没、顛覆或は破壊せんと企て未だなし遂げない場合に於ても法律は之れを處罰するのである。即ち此等各罪の未遂の状態に於ても其危険は頗る重大なことであるからだ。

第二百二十九條 過失ニ因リ瀕車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ瀕車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若ク



ハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮  
又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

犯意なくして鐵道の標識、海の浮標を損壞するとか其他の方法に依りて汽車、電車、艦船の往來を妨害し又は汽車、電車、艦船を顛覆、覆没、若くは破壊したる場合には之れを處罰するのである。斯る罪を稱して過失罪と云ふのである。本來ならば罪を犯すの意思なきものは無罪とするのであるが法律が特に處罰規定を設けて居るから之れを罰するのである。蓋し例へ過失とは云へ此の如き出來事は大に公衆に對して危険を加ふるからである。又汽車、電車、艦船の運轉其他此業務に従事するものは普通の人よりもよく注意して顛覆破壊等の生ぜざる様にすべきものであるに拘はらず過失によつて此等の罪を犯した場合には常人よりも重く處罰するのである。

### 第十二章 住居ヲ侵ス罪

第三百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

人の住居等に無暗に他人が入つて來たりするのは大に不快の感じを起すものである。然れとも平常の状態に於ては他人は人の住居に立入ることは普通のことである。故に其立入る都度に夫れが罪となるとせば大變なことになる。故に法律は故なくと規定して居る。故なくとは拒むに拘はらず強いて立入る場合即ち人か權利なくして立入つた場合である。此の如く故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物例へは官衙の如き處若くは艦船に侵入するものは之れを處罰するのである。又一且は以上の箇所へ立入ることを得た後に於て其場所から退去すべきこと



を要求せられたに拘らず尙ほ退去せざるものは亦之れを處罰するのである。何となれば之れを處罰せざるに於ては事務上に種々の差支を來すことがあるからだ。

**第三百三十一條** 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者モ亦同シ

皇居は至尊の御住ひ所、禁苑は皇室の御庭園、離宮は離れ御殿又行在所は一時御立寄りの御殿である。此等の箇所へ故なく侵入したるものは不敬に該る次第であるから之を處罰するのである。尙神宮又は皇陵に故なく侵入した場合も前同様に處罰するのである。

**第三百三十二條** 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三百三十條第三百三十一條に定めたる場所へ侵入せんとして未だ侵入し終らざる罪の未遂の状態に於ても尙之れを處罰することゝ定めたのである。例へば故なく

人の住所に入らんとして咎められた場合又は一旦許可を受けて禁苑などに入つたものが退去すべきことを要求せられたに拘はらず遅々として退去する様子がない場合等に於て之れを處罰するのである。

### 第十三章 秘密ヲ侵ス罪

**第三百三十三條** 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

信書の秘密は我憲法上に於ても保障せらるる處である。信書を故なく開披せられたならば人の秘密は悉く暴露し少なからざる損害を來し又一般取引上に於ても重大なる影響を來すものであるから此の秘密を刑法上に於ても保障したのである。固より信書を開披するの權あるものは随意に開披することを得るのは當然なことである。例へば破産管財人が破産者に宛て、來た信書を開披し又判檢事が刑事被



告人に宛て、來た信書を開披するか如き場合である。此等の場合は法律によつて開披するのであるから罪とならぬことは云ふ迄もないことである。

**第三百三十四條** 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、僧侶、神官等は夫れぞれ其職務上において他人の依頼に依りて種々なる事業を取扱ふものである。隨つて其依頼者の秘密は人よりもよく辯へて居るものである。然るに其秘密を漏泄するに於ては依頼者の迷惑は甚しく取引上に莫大なる損害を來すのみならず名譽信用、節操の上に於ても亦少なからぬ不利益を惹起すものである。故に其秘密を漏泄するものは其依頼者の爲めに之れを處罰するのである。殊に醫師、藥劑師、藥種商乃至辯護士等は刑事裁判に於ても其職務に付いての證言を拒むことを得る位のものである。法廷に於ても尙且つ其秘密を漏らすことを得ざる程のものであるから之れを勝手に漏泄する場合に之を處罰するのは、適當なことである。

**第三百三十五條** 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

秘密を侵す罪は被害者の告訴があつてから之れを處罰するのである。告訴とは官署に其罪狀を申出つることを云ふのである。故に裁判官は秘密を漏泄したものがあつたのを認めても苟くも被害者の告訴のない以上は處罰するに由ないのである。此の如く被害者の告訴を待つて罪を論ずる犯罪を親告罪と云ふのである。其理由とする處は被害者は例へ醫師、辯護士等に自己の秘密を漏泄されても之れを忍んで世上に訴へない方が或は其人の利益になる場合があるかもしれないのである。



る。夫れにも拘らず裁判官の方で騒ぐのは却て被害者に取りて迷惑を感ずるかも知れぬのであるからかくは定めたのである。注意すべきは此等親告罪の場合に於ても犯罪は已に成立して居るのである即ち醫師、辯護士等が其依頼者の秘密を暴露したならば秘密漏泄罪は完全に成立して居るのである。しかし其告訴のない以上は裁判官は之れを罰するによしなきこととなるのである故に學者は親告罪の告訴を處罰條件だとも云ふのである。故に犯罪の成立と其所罰とは兩者區別して考へねばならぬのである。

### 第十四章 阿片煙ニ關スル罪

**第三百三十六條** 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

これは阿片を取締る爲の規則である。阿片といふのは支那人等が喫む非常に毒のある煙草で、之を飲むと段々に神経が鈍り身體が弱つて終には中毒の爲に死んで

了ふ、誠に怖ろしい毒物である。乃て政府は之を國內に禁止する爲に、かういふ罰を設けた。

(一) 阿片煙を輸入したるもの即ち支那等の外國から日本へ阿片を商賣の爲持て入つたもの。

(二) 阿片煙を製造したるもの

(三) 阿片煙を人に賣つたもの

(四) 阿片煙を人に賣らうと思つて持つて居るもの

これだけの人は其罰として一等級くとも六ヶ月ズツと重ければ七年迄懲役に行かねば成らぬ。目前の利益に目が昏んで國に害を興へる者は實に憎むべしである。

**第三百三十七條** 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙を輸入した者製造した者賣つたものが罪に成ることは、前言つた通りであ



る。夫れにも拘らず裁判官の方で騒ぐのは却て被害者に取りて迷惑を感じるかも知れぬのであるからかくは定めたのである。注意すべきは此等親告罪の場合に於ても犯罪は己に成立して居るのである即ち醫師、辯護士等が其依頼者の秘密を暴露したならば秘密漏泄罪は完全に成立して居るのである。しかし其告訴のない以上は裁判官は之れを罰するによしなきこととなるのである故に學者は親告罪の告訴を處罰條件だとも云ふのである。故に犯罪の成立と其所罰とは兩者區別して考へねばならぬのである。

### 第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

これは阿片を取締る爲の規則である。阿片といふのは支那人等が喫む非常に毒のある煙草で、之を飲むと段々に神経が鈍り身體が弱つて終には中毒の爲に死んで

了ふ、誠に怖ろしい毒物である。乃て政府は之を國內に禁止する爲に、かういふ罰を設けた。

(一) 阿片煙を輸入したものと即ち支那等の外國から日本へ阿片を商賣の爲持て入つたもの。

(二) 阿片煙を製造したものと

(三) 阿片煙を人に賣つたものと

(四) 阿片煙を人に賣らうと思つて持つて居るもの

これだけの人は其罰として一等級くとも六ヶ月ズツと重ければ七年迄懲役に行かねば成らぬ。目前の利益に目が昏んで國に害を與へる者は實に憎むべしである。

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙を輸入した者製造した者賣つたものが罪に成ることは、前言つた通りであ



るが、いくら阿片煙が有つても、道具が無ければ吸へない。乃て政府は又斯ういふ罰則を設けて居る。

- (一) 阿片煙を吸ふ器具を商賣の爲日本へ持つて入つたもの。
- (二) 其道具を日本で製造したもの。
- (三) 其道具を他人に賣つたもの。
- (四) 其道具を賣るつもりで持つて居た者。

これだけの者は其罰として、

三ヶ月から五年迄の懲役

に行かねば成らぬ。道具を賣つた者製造した者輸入した者などの罰が、前の百二十六條の罪を犯した者より軽いのは、其社會に及ぼす害が割合に少いからである。

### 第三百二十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ

又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

税關の役人が自分で阿片煙や阿片煙を吸ふ道具を外國又は外國の船から日本へ持

て入つたり又他の人が持つて入るのを許したりした時には一年から十年迄の懲役に處せられる。これは元來税關の役人といふ者は、自分が見張つて居て、そんな事を取締らなければ成らない役目であるのに、却つて自分が法律を破つて、人民の風俗に害を與へるやうな悪事を犯すのであるから、一層重く罰したのである。とりわけ又税關の役人は、自分が其役目にあるのだから、さういふ悪い事をするのには非常に便利がよい。だから之を重く罰してそんな事をせぬ様に防がねば成らぬ。さうで無いと、幾許他の者を罰したところで、片一方でドン／＼阿片煙や阿片吸の道具が日本へ入つて來て結局何にも成らぬ事に成つて了ふ。

### 第三百二十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス

此條では阿片煙を吸つた者を罰してある。阿片を吸んで死ぬのは謂はゞ其人の自業自得であるから、別に之を罰する必要は無い様であるが、悪い癖といふもの



は兎角傳染り易いもので、一人が吸出すと、段々他の人もそれを真似るやうに成つて、遂には日本全國に悪風が擴がり、怖ろしい果を知りつゝ、皆が毒な阿片を吸ふやうに成る。さう成つては實に山々しき大事であるから、其害惡の蔓延を未然に防ぐが爲に法律は阿片煙吸食者は一月から三年迄の懲役に處して居る。又阿片煙を喫む爲の房を貸して金錢を取つた者は六月から七年迄の懲役に處せられる。これは他人に害を興へて、自分が利益をしやうといふ惡むべき仕業だからである。

**第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス**

前條には阿片煙を吸つた者が罰せられると述べた。それでは阿片煙や又阿片煙を吸ふ道具を持つて居ても、それを吸ひさへせねば罪は無いか。一寸素人考にすればこれは何の罪にも成らぬ様であるが、法律は阿片煙又は阿片煙を吸ふ道具を持つて居る者を、一月から一年迄の懲役に處して居る。これは何故かといふ

と、阿片煙や阿片煙の道具を持つて居れば、假令今迄はそれを吸はなかつたにしても、いつか吸ふことに成つて、自分の壽命を縮める基でもあるし、又よし自分が吸はなくても、人に呉れて遣つたり、賣つてやつたりして、遂には他人に害を及ぼす基と成るからである。法律がこんなに嚴重な規則を設けるのも、全く人民一般の爲であるから、いくら旨しいにしても、こんな毒物を隠れて喫むやうな馬鹿な事をしては成らぬ。

**第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス**

「本章の未遂罪は之を罰す」とは何の事であるか。本章とはこゝに書いてある第十四章、即ち第三百三十六條から第四百十條迄のことで、未遂とは前の總論のとてゝ説明した如く、或人が罪を犯さうと思つて其事をやりかけた時に思の外の障礙や舛錯があつて遂げられなかつた場合である。此阿片煙に關係した罪では、さういふ未遂の場合も之を罰すると定めて居る。だから



- (一) 阿片煙や阿片煙の道具を輸入、販賣、製造しやうと思つて遂げなかつた者
- (二) 右の品の輸入を許して中途でそれが分つて捕へられた税關の役人
- (三) 吸はうと思つて見附られた者

などは皆相當の懲役に處せられる。悪事をやり遂げない中は、害が少いから、やり遂げた者と比べて罪の輕いのは、勿論のことである。

### 第十五章 飲料水ニ關スル罪

**第四百二十二條** 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

井、川、泉などの飲水といふものは、實に大切なもので清潔な上にも清潔にせねば、人の身體に大變な害を興へる。然るに之を態と汚穢くして、用ふ事が出来ないやうにする、といふのは、誠に以ての外の悪い事である。だから法律はこん

な悪い事をして人に害を興へる者を、一月から六月迄の懲役又は五十圓までの罰金に處して居る。併し人の飲料といふのであるから、牛や馬の飲料を汚したつても、別に罪には成らぬ。罪に成るのはつまり人の飲水を汚穢した場合で、人が飲料にして居る以上は、假令少々許は汚い水でも、之を汚穢して用へなくすれば、即ち罰を受けぬば成らぬ。

**第四百二十三條** 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

これは水道の水を汚した場合である。水道事業は近頃段々發達して、今では日本全國大抵の都會で、水道の無い處は少く、水道のある都會では、大抵の人が之を引かぬ者は無い。然るに若し此水道の水や水源地を汚穢せば如何であるか、大抵の人は水が用へないで困るばかりで無く、町中の人々が終には流行病に罹つて死んで了ふやうなことに成る。これは前の井、川、泉などの水を汚した者より罪が



大きい。法律がこんな悪い事をした者を六月以上七年以下の懲役といふ重い罰に處したのは、誠に當然のことである。併し此條の罪も前の條の罪も、どちらも皆水を汚して使へなくした場合ばかりを罰するので、子供が土塊などを投げて少し許水を汚した位の事は罪に成らぬ。

### 第四百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

人の飲水を汚した者が罰せられることは前に述べた通りであるが、此條は又井とか川とか泉とか人の飲水に毒を入れたり又人の身體を損ふ様な腐つた物を投げ込んだりした者を罰する規則である。即ち法律は斯かる者を、一年以上三年以下の懲役に處することを定めて居る。たゞ水を汚したばかりなら飲んだ處で腹が痛むか下痢する位のことであるが、毒藥や腐敗物などは實に怖ろしい害を人に與へる。法律が斯かる者に對して、一段罰を重くしたのは、其害がひどいからである。舊い刑法では「人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變ジ又ハ腐敗セシメタル者

ハ云々」とあつたが、此法律にはそんな定が無いから、既に毒物や腐敗物などを人の飲水に混入した者は、水質を變ずることが無くても罪に成るといはねば成らぬ。

### 第四百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

前三條といふのは前に書いた百四十二條、百四十三條、百四十四條のことで、『前三條ノ罪ヲ犯シ云々』とは、井、川、泉などの飲水を汚し、又之に毒や腐つた物を混入、或は上水道の水を汚しなどして、他人を死なしたり又病氣にさしたりした者は他人を傷けた者の罰と比べて、其重い方の罰を加へることをいふのである。普通に人を傷けた處で、其害は五六人位に止るが、人の飲水を汚したり腐らしたりした結果は、澤山の人がそれが爲に害を被る。實に怖ろしいこと、いはねば成らぬ。そこで法律は人を傷けた者の罰と比べ合はせて、其重い方の罰を加へることにしたのである。さらば若し吾人が日常飲用する上水道の水に毒や腐敗物



を混入た者はどうであるか。夫は次條に定めてある。

**第四百十六條** 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害スベキ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

上水道に毒物や人の身體に害のある物を混入た者は二年から十五年迄懲役に行かねば成らぬ。混入た以上は水が腐れなくとも又變らなくとも、罰を受けることは前に言つた通りである。これは一寸考へると餘り酷いやうであるが、毒物や腐敗物などいふものは實に怖ろしいものであるから、それを嚴重に取締る爲に、斯ういふ規則をこしらへたのである。そして若し毒物、腐敗物などを上水道に入れて、それが爲に人を死なしたならば、死刑か又は無期懲役、五年から十五年迄の懲役に處せられる。これ又當然のことであつて、斯のごとき大害を多數の人に及ぼした者は、成る可く之を重く罰する必要があるのである。

**第四百十七條** 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞

シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

以前のは大抵皆飲水を汚したり之に毒や腐敗物を入れた場合であつたが、これは又公衆が飲料にして居る上水の水道を壊したり壅塞したりした者を罰する規則である。前言つた様に上水道は、大抵の家で皆これを用つて居るものであるから、若し之を壊したり壅塞したりして、水の來る道を止めたならば町中の人が皆水に困つてどうすることも出来ぬ。それが爲に人々が受ける害といふものは大したものだ。そこで法律は之を上水を汚した者よりは一層重く、一年以上十年以下の懲役に處すると定めた。これは上水を汚したところをそれは一時の事であるが、水道を壊したり塞いだりしたのは、容易に其修繕が出来ぬ。随つて人々が被るところの害も又一層甚しいからである。飲料水に關する罪の説明はこれで終つた。扱これから通貨偽造の罪にうつる。



### 第十六章 通貨偽造ノ罪

**第四百四十八條** 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
 偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交附シ若クハ輸入シタル者亦同シ

此條文は通用の金錢を偽造變造し及び之を行使輸入する者の罰則を定めたものである。即ち此規則に依れば、世間に通用して居る貨幣、紙幣、銀行券などを偽造といつて偽造して持へた者、變造といつて造り變へた者は、無期の懲役、又は三年以上十五年迄の懲役に處せられ。又其偽造變造の貨幣、紙幣、銀行券などを使つた者、使ふつもりで人に交附した者、使ふつもりで外國から日本へ其贖金を持つて入つた者も同じく無期の懲役又は三月以上の懲役に處せられる。此貨幣といふ中には金貨銀貨銅貨白銅貨は皆含んであるので、銅貨だつても之を偽造して造れば、即座に罰せられる。僅か一錢や二錢の銅貨でも、世間に通用して居る以上、之を偽造して造る者を捨ておけば、貨幣を安心して受取る事が出来ぬから大變な事に成る。昔から贖金造を重く罰したのは此理由である。

さて偽造と變造との區別を一寸考へて述べて置く必要がある。第一偽造といふのは前言つた贖金造のことで、つまり通用の貨幣とか紙幣とかに似せて、新に外の悪い物で貨幣又は紙幣を造へる事である。然るに第二の變造といふのは、新に似た物を造へるのでは無くして、本當の貨幣や紙幣を造り變へることである。更に了解りよくいへば、偽造とは鉛の上へ銀を着せて、五十錢銀貨を似せて造ること、變造とは二錢銅貨を改造して五十錢銀貨に見せたり、又本當の五十錢銀貨をヤスリで削るとか中味を抉つて後へ泥を詰込んで置くとかして、銀の分量を盗むことである。偽造變造の區別は要するにこれだけであるが、さらば通用の貨幣紙幣で無い、言ひ換へればまだ通用しない貨幣紙幣又もう通用しない貨幣紙幣などを、偽造變造すれば、これは果して罪に成るであらうか。リストの説に依れば、



斯ういふ偽造變造の行も、貨幣偽造罪として罰せられることに成るが、條文に通用の貨幣……とある上は、矢張現に通用して居る貨幣紙幣に似た物を拵へた場合のみを罰すべきであつて、前に通用して居た物、これから通用する物を偽造變造しても、決して本章の罪には成らぬ。併し其偽造した貨幣で物を買へば、それは詐欺取財といつて別の罪に成ることは勿論である。

それから今一つ説明せなければ成らぬのは、此條文の初にある『行使ノ目的ヲ以テ』といふ文句である。これは『使ふつもりで』といふことで、使ふ積で無く惡戯とか玩弄とかの積で偽造變造したのは、罪に成らないこと明らかである。

**第四百十九條** 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交附シ若クハ輸入シタル者亦同シ

前の百四十八條は日本の通用貨幣のことを定めたものであるが、この條は専ら外國の金屬貨、紙幣、銀行券を偽せて造り、又造り變へた者、贋金だと知つてそれを使つた者、使ふ積で之を人に交附した者、日本へそれを持つて入つた者を罰することを定めたものである。併し其外國の貨幣が日本に流通するもので無ければ、本條の罪には成らぬ。流通といふと通用といふよりは少し意味が廣く、其中には商業の慣習上一部の人々にだけ通用する物も含んで居る。日本に通用しない外國の貨幣を偽造する者も罪にせよといふ博士の説もあるが、それはあまり必要のことでも無し。

**第五百十條** 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

此條は偽造變造の貨幣であることを知つて之れを使ふ積で受取つた者の罰を定めてある。即ちそんな人々は、一月から三年迄の懲役に處せられる。で、それはどんな場合かといふと、色々ある。



先づ第一には偽造變造の貨幣だといふことを知つて、之れを使ふ積で貰ひ受けたもの、其次には之れを買受けたもの、これ等は皆本條の罪に成ること勿論である。それから第三にはそれと知つて使ふ積で盗取つた者、これ又同じく罪に成る。第四に又賣つた者の代價として支拂を受けた者も罪に成る。自分が物を賣つて受取つた代價の爲に、罪に成るといふのは、甚だ馬鹿らしい様であるが、偽造變造の貨幣であると知つて、受取つたのであるから、正當に罰を受けねば成らぬ。

**第五百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス**

前三條とは第百四十八條、第百四十九條、第百五十條のことで、此三條に記してある罪は、未遂の場合にも罰せられる。即ち

- (一) 日本通用の金屬貨、紙幣、銀行券を偽造又は變造しやうとした者。
- (二) 偽造、變造の金屬貨、紙幣又は銀行券を使はうとした者又は使ふつもりて人に交附さうとし若くは外國から輸入しやうとしたもの。
- (三) 日本に流通する外國の金屬貨、紙幣又は銀行券を偽造又は變造しやうとした者。

者。

(四) 偽造、變造の外國の金屬貨、紙幣又は銀行券を使はうとした者、使ふつもりて人に交附さうとした者、外國から輸入しやうとした者。

(五) 使ふ積で偽造、變造の金屬貨、紙幣又は銀行券をそれと知つて受取つた者。これ等は皆其罪を遂げなくとも、罰せられるのである。

**第五百五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名額三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス**

贋造貨であるといふことを知つてそれを使ふ積で受取つた者が罰せられることは、百五十條に述べた通であるが、それでは若し受取る時に知らず、受取つてから偽造貨であるといふことを知つて、夫を使つた者、又は使ふつもりて夫を人に交付した者はどうであらうか。法律は斯ういふ場合に、其人が受渡した金の額



の三倍以下の罰金——例へば拾圓の贋造札百枚あればその三倍即ち三千圓以下の罰金——か又は料料に處することを定めた。併し三倍以下といつても、それを一圓より下にする事は出來ぬ。例へば十錢の贋金を受取つてから夫と氣付き、さうして夫を使つた者の罪は通例なら其名額の三倍以下即ち三十錢以下であるが一圓より下には出來ぬから一圓の罰金に處するのである。

**第五百五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス**

金屬貨、紙幣又は銀行券を偽造する爲、又は變造する爲に器械とか原料——紙幣ならば紙、板木、金屬貨ならば金屬類——を用意した者は、三ヶ月から五ヶ年迄の懲役に處せられる。これは日本通用の貨幣の偽造變造の場合に、日本に流通する外國の貨幣を偽せて造り又造り變へた場合にも、當てはまる罰則である。單に用意したといふだけで未だ本當に偽造に着手しないならば、別に罪として罰

する必要も無いやうであるが、通用の貨幣や紙幣を偽造變造するといふことは、實に天下の信用を害する大罪であるから、特別に其豫備の行爲でも罰することにしたのである。蓋しこれ當然のことといつてよからう。

**第十七章 文書偽造ノ罪**

**第四百十五條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス**

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

此文書偽造の罪といふのは舊刑法にあつた「文書を偽造する罪」を改定したものである。



さて御璽とは天皇陛下の御印で法律命令の原本、勅任官の辭令書、勅三等以上の勳記に捺す物。國璽とは日本帝國の印で各種の條約書などに捺す物、御名とは天皇陛下の御名である。かういふ物を使つて詔書や他の書類を偽て造つた者、又偽て造つた天皇の御印御名、帝國の印などを使つて詔書や他の書類を偽て造つた者は、無期又は三年以上の懲役に處せられる。

それから又天皇の御印や國の印を押してある詔書又は他の文書、天皇の御名を書いてある詔書又は他の文書、これ等を書き變へた者は、亦前の者と同じく無期又は三年以上の懲役に處せられる。

偽造といふこと、變造といふことに就いては、貨幣偽造の罪の處で既に説明したが、文書と貨幣とによつて多少違つたところもあるから、こゝに改めて説明すると、文書の偽造とは、ウツを書いた書類を新に拵へてそれを本當らしく見せることで、變造とは前から有る書類の文字又は文章を變へることである。了解りよく言へば、文書の偽造とは例へば「何某を勳一等に叙す」といふ勳記を偽て造ること、變造とは「一時賜金一萬圓を賜ふ」とあるのを二萬圓と書き加へることである。詔書や他の官の文書といふものは、實に大切なものであるから、法律が特別に之を重く罰したのは誠に理由のあることである。

第二百五十四條

行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
 公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

第二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作りタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタ



ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

これは前の説明を讀めば了解することであるから、此處には委しく説明せぬ。たゞ一寸説明の必要があるのは、公務員といふこと、公務所といふことである。公務員とは即ち官の役人其他凡て公の役目に當る者のこと、公務所とは其役人達の居る役所のことである。

第二百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

公の役目を務める者が其役目について、虚偽の文書圖畫などを悪い事に使ふつもりで拵へ、又文書や圖畫の類を書き直し書き入れなどしたものは、前の百五十四條百五十五條の例に依つて、それ／＼刑に處せられる。『印章、署名の有無を區別し』とは印や名前の有無に依つて罪が違ふといふことであつて、これは舊刑

法第二百六條の

官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ造造シ又ハ濫用シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從ツテ處斷ス

といふ條文から來たものである。官吏や其他の役人が自分の役目についての書類を偽造變造するのは、誠に怖るべく戒むべき事であるから、これは必ず重く罰せねば成らぬ。

第二百五十五條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス



前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

文書の偽造には有形的偽造と無形的偽造との二つの區別があつて、これは其無形的偽造の方を規定したものである。無形的偽造とは即ち此處に言ふが如く、登記の役人、公證人などに虚偽を言つて文書を拵へさすこと、之に就いては從來無罪説を唱へて居た者があつたが、此場合は畢竟役人を機械に使つて官の文書を自分が偽造したのと同じで、決して無罪では無い、立派な有罪の行爲である。即ち法律は公の役人に虚偽を申立てて權利、義務に關係のある公正證書の原本に事實無いことを書かせた者は、二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處すること、公正證書の原本といふものは權利や義務の證據として實に大切なものであるから、事實無いことを之に書かせた者が、重罰を受けるのは當然のことである。

其次の免狀、鑑札又は旅券に本當で無いことを書入させた者が六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられるのも、亦之と同じ理由であつて、免狀といふ

中には官立學校の免狀、登用試験の免狀なども含んで居るし、鑑札といふ中には自轉車の鑑札、人力車の鑑札、官衙出入門鑑、犬の鑑札なども含んで居る。

それから此二項、即ち公の役人に虚偽の事を言つて公正證書に事實無いことを書かせた者、免狀、鑑札又は旅券に虚偽の事實を書かせたものは、共に未遂の場合でも罰せられる。即ちそれが中途で暴露しても罪に成る。

第百五十七條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル

者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前四條に記載したる文書又は圖畫を行使したる者とは、

(一) 本當の天皇の御印、國の印、又は御名役所又は役人の印、名前を使つて偽造した詔書其他の官の文書



(二) 偽せて造つた天皇の御印、國の印、御名役所又は役人の印、名前を使つて偽造した詔書其他の官の文書

(三) 天皇の御印、國の印を捺し又は御名を書いた詔書其他の文書、役所又は役人の印を捺し名前を書いた文書若しくは圖書を變造したもの

(四) 役人が役目について作つた虚偽の文書又は變造した文書

(五) 本當で無いことを言つて役人に作らした免狀、鑑札、又は旅券。

是等を使つて悪事の用に立てた者のことで即ち其者は、其文書又は圖書を偽造した者、變造した者、又は虚偽の文書を作り又は本當で無いことを役人に書かした者、と同じ刑に處せられる。それから、以上に擧げた書類圖書を行使した者は未遂の場合でも罰せられる。所謂行使の未遂とはどんな場合であるかに就ては三つの説がある。

(イ) 發送主義 此説に依れば文書行使の既遂とは即ち其文書を行使者の手から離れた時で、それがまだ行使者の手中にある間は未遂である。

(ロ) 到着主義 此説に依ると文書行使の既遂とは其文書が欺まされる先方の人の手に渡つた時で夫迄が未遂の状態である。

(ハ) 知了主義 これはリストの説く所で文書行使の罪は欺まされた先方の人知之を知了した時に既遂と成るといふ説である。即ちそれ迄が未遂である。

此中(ハ)の主義が一番適當である。

### 第五十八條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用

シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ變造シタル者亦同ジ



前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

此條文は前の官文書偽造に對して私文書偽造即ち權利、義務又は事實證明に關する書類若クは圖畫を偽造變造した者を罰する規定である。

權利義務又は事實證明に關するものとは例へば貸借證書、請取證、賣買證書、注文書、通知書、契約書などの類で、是等の書類若クは圖畫を偽造又は變造する行為に四つの場合がある。

- (一) 他人の印章若クは署名を使つて偽造した場合
- (二) 偽造した他人の印章若クは署名を使つて是等の書類圖畫を偽造した場合
- (三) 他人の印章を捺してある是等の書類圖畫若クは他人の署名ある是等の書類圖畫を變造した場合

此場合にも亦三月以上五年以下の懲役に行かねば成らぬ。

(四) 前に掲げた(一)(二)(三)の場合の外是等の書類圖畫を偽造又は變造した場合

此場合には一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる。

茲に終に臨んで一つ説明する必要があるのは、『行使の目的』といふことを以て是等の罪の要件とすることである。即ち假令是等の書類圖畫を偽造又は變造しても之れを使ふつもりで無い場合には決して本條の罪に成らないのである。

第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡

證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓

以下ノ罰金ニ處ス

これは條文を一讀すれば了解すること、こゝに一々説明する迄も無いが、つまり本條は醫師が自己の職務に就き公務所に差出す書類に嘘を書いた場合の刑罰を定めたもので、其書類とは即ち診斷書、檢案書、死亡證書の三つである。

蓋し是等の書類は、頗る大切なもので若し之に虚偽の事實、即ち變死者を病



前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ  
偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ  
處ス

此條文は前の官文書偽造に對して私文書偽造即ち權利、義務又は事實證明に關する書類若クは圖畫を偽造變造した者を罰する規定である。

權利義務又は事實證明に關するものとは例へば貸借證書、請取證、賣買證書、注文書、通知書、契約書などの類で、是等の書類若クは圖畫を偽造又は變造する行為に四つの場合がある。

- (一) 他人の印章若クは署名を使つて偽造した場合
- (二) 偽造した他人の印章若クは署名を使つて是等の書類圖畫を偽造した場合
- (三) 他人の印章を捺してある是等の書類圖畫若クは他人の署名ある是等の書類圖畫を變造した場合

此場合にも亦三月以上五年以下の懲役に行かねば成らぬ。

四前に掲げた(一)(二)(三)の場合の外是等の書類圖畫を偽造又は變造した場合  
此場合には一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる。

茲に終に臨んで一つ説明する必要があるのは、『行使の目的』といふことを以て是等の罪の要件とすることである。即ち假令是等の書類圖畫を偽造又は變造しても之れを使ふつもりで無い場合には決して本條の罪に成らないのである。

**第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス**

これは條文を一讀すれば了解すること、こゝに一々説明する迄も無いが、つまり本條は醫師が自己の職務に就き公務所に差出す書類に嘘を書いた場合の刑罰を定めたもので、其書類とは即ち診斷書、檢案書、死亡證書の三つである。

蓋し是等の書類は、頗る大切なもので若し之に虚偽の事實、即ち變死者を病



死者であると記載し、實際毒殺で無い者を毒殺であると認むる旨を書いてあれば、爲に或は犯罪者を見逃がし、無罪の者を罰するやうな事に成つて、社會に著しい害毒を流すことに成る。法律は即ち右の如き結果を防ぐが爲に此規定を設けたので、斯かる醫師は三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せらるべきものである。

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ヌ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二條即ち第五十九條の偽造又は變造に係る文書若しくは圖畫、第六十條の虚偽を記載した醫師の診斷書、検案書又は死亡證書等を行使したる者は、其文書又は圖畫を偽造した者、變造した者、又は書類に嘘を書いた醫師と同じ罪に處せ

られる、即ち

- (一) 他人の印章若しくは署名を用ひて偽造した文書圖畫を行使した者は三月以上五年以下の懲役
- (二) 偽造に係る他人の印章若しくは署名を用ひて偽造した文書圖畫を行使した者も同斷
- (三) 他人の印を捺し若しくは他人の署名をしてある文書圖畫の行使者も亦同斷
- (四) 以上の外の偽造變造の文書圖畫行使者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金
- (五) 醫師が嘘を書いた診斷書、検案書又は死亡證書の行使者は三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金

第十八章 有價證券偽造ノ罪

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年



以下ノ懲役ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

これは舊刑法に於て文書偽造罪中の一部として定めてあつたものを特に獨立させたのである。乃ち此條文に依れば、

(一)行使の目的を以て

(一)公債影書、官府の證券(例之大藏證券)、會社の株券、其他の有價證券(例之手形)を

(三)偽造又は變造した者は、三月以上十年以下の懲役に處せらる。

それから又行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲た者も亦前同様の懲役に處せられる。有價證券とは前項に列舉した物は勿論手形其他裏書を以て轉々して行く證書の凡てを含むもので之に虚偽の記入を爲すとは、例之手形に嘘の裏書とか事實存在せぬ支配人の名義を書入さす事である。蓋し斯の如き行爲が罰せらるべきは當然のことであらう。

第六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(一)偽造又は變造した公債、官府の證券、會社の株券、社債券、手形類又は虚偽の書入をしてある有價證券を、それと知つて居乍ら行使した者。(二)又は行使の目的を以て之を人に渡した者。(三)輸入した者は三月以上十年以下の刑に處せられる。これは要するに證券の信用を保護する爲の規定で、有價證券といふものは、殆ど正金と同様多數の人々の手に轉々して行く物であるから、若しそれが不正のものであるとすれば、其影響の係る處は少く無い。或は其結果如何によつては、延いて一般財界の秩序を紊すことがあるかも知れぬ。法律が之に重い罰を定めたのは全く此理由で、本條の場合には未遂の時でも矢張罰せられる。